平成19年2月10日発行（毎月10日発行）
昭和43年4月11日第三種郵便物認可

天地人

Utsunomiya Chamber News
Ten-Chi-Jin

No.521
February
2007
2

宇都宮商工会議所会報



Contents

8 商工会議所かわら版
15 商工会議所共済制度
16 メンバーズパーク
新会員紹介／商い川柳／わたしの一冊
クロスワードパズル／健康うつのみや21
18 ビジネススケジュール
しもつけ歳時記／一枚の絵葉書から
20 こんにちは！
経営サポート隊です
21 インフォメーション

今月号の折込

- ○環境衛生部会セミナー開催案内
- ○商工会議所まつり開催案内
- ○環境にやさしい優良企業認定制度
- ○新入社員講習会　○初級簿記講座
- ○倒産防止共済　○集団扱自動車保険
- ○日本商工会議所「会議所ニュース」税制改正特集号（1月21日別刷り）

2 特集
平成19年度 中小企業関係 税制改正のポイント

6 「みやヒルズどっとこむ」で宇都宮が盛り上がる

経営者・経理担当者 必見!

企業の税制は新年度からこう変わる!!



◎特集
「平成19年度中小企業関係税制改正のポイント」

昨年末に政府が発表した「平成19年度税制改正」。中小企業にとっても影響が出ることが必至です。

そこで今回の特集では、経済産業省と中小企業庁が発表した「平成19年度税制改正の概要〈中小企業関係税制〉（以下「概要」）」にそって、何がどう変わるのかを、関東信越税理士会栃木県支部連合会の副会長である中村芳雄先生に解説していただきます。

税制は毎年さまざまな改正が行われていますが、平成19年度は大きく変わるポイントがいくつもあります。「概要」には、次のように書かれています。

今般の税制改正において、長年の懸案であった項目について、抜本的な見直しを行いました。具体的には、

①中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃
②計画的な事業承継を支援する制度の創設、さらに事業承継税制の見直しの提言
③減価償却制度の抜本的見直しなどを行うことが決まりました。

これについて中村先生は「もう一つ、大きなポイントがあります」と指摘しています。

「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直しが行われます。この制度は平成18年度の改正で入ってきたばかりなのですが、1年を経ずに改正されます。これも多くの中小企業にとって大きな影響がある改正ですから、注意してください」

「概要」では、今回の改正を大きく三つに分類しています。

Ⅰ中小企業の経営基盤の強化
Ⅱ中小企業の事業承継の円滑化
Ⅲ中小企業へのその他の支援

これらについて詳細に見ていくと、とても特集のページ数では収まりませんので、特に重要なものだけをピックアップしていただきました。

中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃（経営基盤の強化）

「概要」の説明

発展を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発を行うための資金の確保や信用力向上等を図るために利益の内部留保が必要不可欠であり、留保金課税は中小企業の発展の阻害要因。このため、中小企業を留保金課税の適用対象から除外する。

中村先生の解説

これは税理士会でも長年にわたり、毎年要望として国に出していた項目です。それがようやく実現しました。

内容については、図1を見ればお分かりいただけると思います。法律の条文では、

「特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が一億円以下である会社を除外する」

ここでは資本金と出資金を併記してありますが、要するに「資本金一億円以下の企業は留保金課税がなくなった」ということですね。

中小企業にとっては、内部留保というのはなかなか増やしづらいものですが、課税対象から外れることで、ずいぶんやりやすくなると思います。

期待される効果

中小企業の活動にとって必要不可欠な内部留保の充実を図ることができます。

中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置（経営基盤の強化）

「概要」の説明

地域の強みを活かした中小企業の事業活動を促進するため、中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づき、特色ある産地の地域資源を活用して、新たな商品・サービスの開発・提供を行う中小企業に対し、事業の立ち上げ・拡大に向けた設備投資を支援する税制措置を創設する。

中村先生の解説

これは新たに設けられた制度なので実例がないのですが、会員企業の皆様にとっては興味があるかと思います。

この「促進法」（これ自体も三月の国会での成立を目指しているわけですが）では「中小企業地域資源活用プログラム」を創設することになっています。それで承認された企業に対する支援が、この措置です。

具体的には、地域資源を活用した新商品や新サービスを開発したり提供したりするための、設備投資に対する税制措置です。従来の減価償却のほかに、初年度に特別に30％の特別償却を計上するか、または7％の税額控除を受けるか、どちらかを選ぶことができます。

中小企業を支援する税制としては、従来から中小企業等基盤強化税制として、中小小売業などを対象とした特別償却などの制度があります。これも適用期限が2年間延長され、平成21年3月31日までとなります。

期待される効果

設備投資を促進することで、中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・事業化が期待できます。

減価償却制度の抜本的見直し（経営基盤の強化）

「概要」の説明

減価償却制度について、国際的なイコールフッティングを確保し、イノベーションの加速化により、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、償却に要する年数を諸外国（欧米・韓国等）に劣らないものとする抜本的な見直しを行う。

中村先生の解説

これは法人税、所得税、事業税などに関わる大きな改正ですので、少し詳しく解説したいと思います。

(1) 償却可能限度額および残存価額の廃止

まず平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について説明します。これは従来の償却可能限度額（取得価額の95％）や残存価額が廃止されます。そして、耐用年数経過時点で1円まで償却できるようになります。1円だけ残しなさい、ということですね。これまでは5％残さなくてはならなかったわけですから、大きく違います。まあ、事実上の完全償却ですね。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率を2・5倍した数として、定率法適用の場合には特例措置が講じられます。

新しく取得する企業はいいのですが、では従来から持っているものについてはどうなのでしょうか。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却ができます。つまり、今までのものについては、



現状のまま95%までしか償却できません。そしてそれが終了した段階で、今度は5年間かけて1円まで償却することになります。

(2) 法定耐用年数の見直し

これは、次の3種類の設備だけです。

○フラットパネルディスプレイ製造設備／5年(現行 10年)

○フラットパネル用フィルム材料製造設備／5年(現行 10年)

○半導体用フォトレジスト製造設備／5年(現行 8年)

会員企業でどの程度関係があるかは分かりませんが、挙げておきます。

これら減価償却については、大正7年に制度が創設されて以来の大きな改革となり、政府でも目玉として位置づけているようですので、効果も期待できると思われます。

期待される効果

設備投資の費用の早期回収(償却)が可能となるため、新規設備投資が促進され、生産性が向上します。

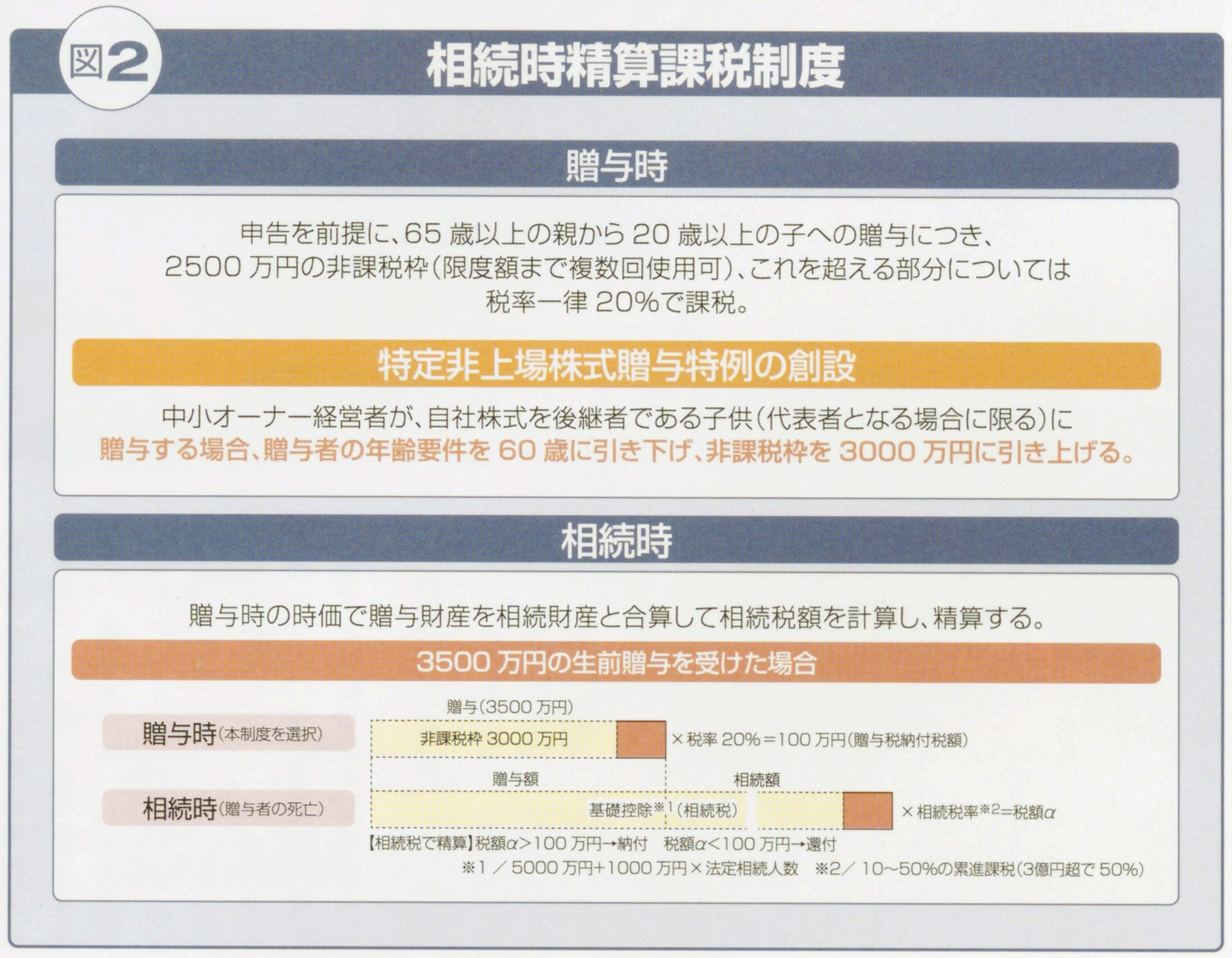

相続時精算課税制度の拡充(事業承継の円滑化)

「概要」の説明

中小企業の事業承継の円滑化のためには、早い段階からの計画的な取組が不可欠。このため、早期の計画的な事業承継を促進する観点から、現行の相続時精算課税制度では対象とならない60歳以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供(代表者となる場合に限る)に自社株式を贈与する場合の特例を創設する。

中村先生の解説

これはなかなか難しい話なのですが、重要な改正です。図2に基づいてお話しします。

この「相続時精算課税制度」は、現在もあります。現行では、親が65歳以上、子供が20歳以上です。親が子供に対して、現金でも預金でも株でも不動産でも、とにかく財産を2500万円までは、贈与税をかけませんよ、と。その代わり親が死亡した時点で、それらを遺産に加えて、相続税を計算するというものです。

生前にあげた場合、それは贈与になりますから、本来は贈与税がかかります。しかしそれを、その時点では「2500万円まで無税」とします。そうして親が死亡した段階で、改めて生前に贈与された分を含め遺産を計算し、相続税の算出を行うというわけです。ですから生前の贈与分について、ここで改めて税金を払うような感じですね。仮に生前に贈与税を納めている場合には、相続税からすでに支払われた贈与税分を差し引いて納めることになります。

この制度は平成15年度にできたものですが、これが今度の改正において、これまで制度の対象にならなかった60歳以上の中小企業オーナー経営者が、後継者である子供に自社株式を贈与する場合に限り、非課税枠が3000万円となる特例が創設されます。

例えば経営者が子供に3500万円分の自社株式を贈与したとします。その際、3000万円までは非課税ですから、残り500万円について贈与税20%＝100万円を納めます。そして、経営者が亡くなった際に、相続財産に(すでに貰っている)贈与分を合わせた金額で相続税を算出します。その金額が、すでに納めている100万円より多ければ、差額を納めることになります。逆に少ない場合には差額が還付されます。

この制度を活用すれば、早めに子供に財産を委譲できます。子供は、それを活用して自分の財産を増やすことが可能です。

これを使ってメリットがあるのは、遺産の額が相続税の基礎控除以下の人たちです。現在の基礎控除は5000万円＋1000万円×法定相続人数ですから、配偶者と子供2人ですと、8000万円までが控除になります。

相続税評価で8000万円というのは、時価に換算すると約1億円です。ですからそこまでなら相続税はかからないことになります。それを考えれば、かなり多くの人が該当すると思います。

そう考えていくと、今回この制度に、先に説明したような特例ができたことは、中小企業の事業承継について大きなメリットになると思います。

期待される効果

特例の創設により、早期の計画的な取組が促進され、事業承継の円滑化が図られます。

種類株式の評価方法の明確化(事業承継の円滑化)

「概要」の説明

会社法の下で活用の幅が広がった種類株式は、中小企業の事業承継においても活用が期待されているが、相続税法の評価方法が不明確で活用が進まないとの指摘がある。そこで、中小企業の事業承継において活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化する。

中村先生の解説

ここで言う「種類株式」は、

○配当優先の無議決権株式

○社債類似株式

○拒否権付株式

の3種類です。これらを活用して事業承継ができるはずなのですが、実は現段階ではこれらの評価方法が、はっきりきまっていないのです。そのため、現実には事業承継への活用が難しかったという経緯があります。それをはっきり定めることで、今後活用しやすくしましょうということです。実際の効果は、今後の活用状況ですね。

期待される効果

評価方法の明確化により予測の可能性が高まり、種類株式の活用が大いに促進され、事業承継の円滑化に資すると思われます。



特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し(その他の支援)

「概要」の説明

平成18年度税制改正において、個人で事業を行っている者の節税目的の法人設立を抑制する観点から、実質一人会社(特殊支配同族会社)の役員給与について、損金算入制限措置が導入された。中小零細企業への配慮から適用除外措置も設けられたが、中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を大幅に引き上げ、従前の2倍の1600万円にする等の見直しを行う。

中村先生の解説

これはかなり大きな改正ポイントです。

この制度は昨年度(平成18年度)の改正で導入されたのですが、その経緯が急だったため、いろいろと混乱が生じました。そのため税理士会としても見直しを強く要望していたのですが、今回改正が行われました。

現行制度については、次ページの図3を参照してください。目的は実質一人会社に対する課税なのですが、多くの中小企業がその範囲に含まれてしまいます。し

2月加入促進強化月間!!
企業経営の切り札!
経営セーフティ共済
「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。
詳しくは今月号の折込をご覧下さい。
Q 取引先の予期せぬ倒産！資金の手当て、どうしますか？
A もしものときに役に立つ制度です。貸付けが受けられます。
制度の詳しい内容に関するお問い合わせ、お申し込み先
宇都宮商工会議所 ☎028-637-3131 〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4
この制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。

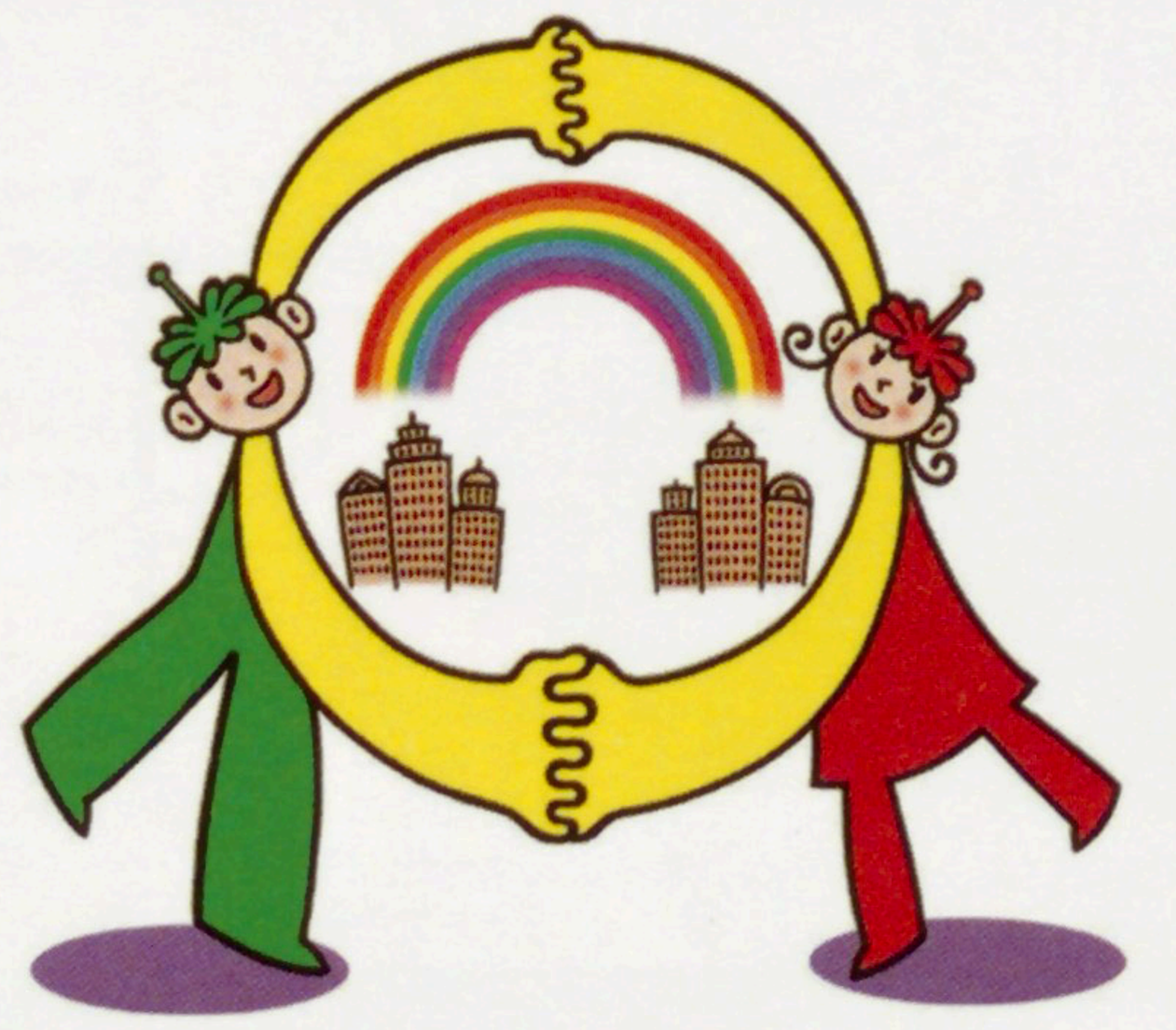
人材確保は当センターにおまかせ!
企業間の出向・移籍のお手伝いを 無料 で行っている公益法人ですので、お気軽にご相談下さい。
財団法人 産業雇用安定センター 栃木事務所
〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル8F http://www.sangyokoyo.or.jp/
お問い合わせ TEL. 028-623-6181 FAX. 028-650-4143

かも適用除外基準は800万円以下ですから、オーナー社長であればかなりの人が適用されてしまうのではないでしょうか。

簡単に言いますと、中小企業の社長で年間給与を800万円以上とっている場合、その給与に対する給与所得控除（給与の約30％）がありますから、その分（30％と仮定すると240万円）を引いた残り560万円に対して所得税がかかります。

ところが法人の場合は、800万円の給与を払った場合、全額が費用に落ちます。受け取った人の所得税としては240万円分は控除されているわけですが、その分は法人税の面でも控除されていることになり、いわば二重に控除されている状態であるわけです。

ところが個人で商売をしている人は、800万円の利益が出れば、そこにまるまる税金がかかります。だったら会社にしたほうが得だということで、個人事業主が法人になるケースが考えられたのです。

それを抑制するために、個人で給与所得控除になっている分（上の例では240万円分）を、法人側では利益に加算しなさい、という制度ができたわけです。

ただ、これでは従前よりまじめに税金を納めている企業に対してまで課税強化になってしまうということと、そもそも所得税分で考えるべきところを法人税に押し付けるわけですから、課税体系がねじれてしまっている。そういうことで、税理士会では見直しを求めていたわけです。

今回適用除外が1600万円以下に改正されることで、平成19年度からはずいぶん助かると思います。

期待される効果

節税による企業経営の活発化が期待できます。

税制というのはともすると〈経営のプロ〉である経営者にとっても、なかなか分かりにくいものです。とはいえ「分からない」では済まされないのも、事実。

今回の特集では、平成19年度税制改正のポイントとその効果を、中村先生にていねいに解説していただきました。皆様のご理解の助けとなりましたでしょうか？

ぜひみなさまの会社でも税制改正に伴う経営の見直しを図ってください。

中村芳雄（なかむら・よしお）
税理士
㈱トータルマネジメント
代表取締役

昭和26年宇都宮市生まれ。昭和48年明治大学商学部卒。昭和52年税理士試験合格、昭和55年税理士登録。昭和56年宇都宮会計学院を開設、税理士試験の受験指導にあたる。現在、中村芳雄税理士事務所所長として中小企業の経営・税務相談・事業承継に携わる。関東信越税理士会栃木県支部連合会副会長、関東信越税理士会常務理事

宇都宮市御幸ケ原町143-47
☎028-908-4428

図3 役員給与の損金参入制限

対象法人	同族関係者（同一内容の議決権行使に同意している者を含む）1グループで株式等90%以上を保有、かつ常務に従事する役員のうち同族関係者が過半数
損金参入制限措置	オーナー役員（業務主宰役員）給与につき、個人段階で利用可能な給与所得控除相当分だけ法人段階で損金不算入
適用除外	①基準所得（課税所得+オーナー役員給与）800万円以下→1600万円以下（平成19年度から） ②基準所得（課税所得+オーナー役員給与）が3000万円以下、かつオーナー役員給与が基準所得の1/2以下

損金算入制限措置の概要

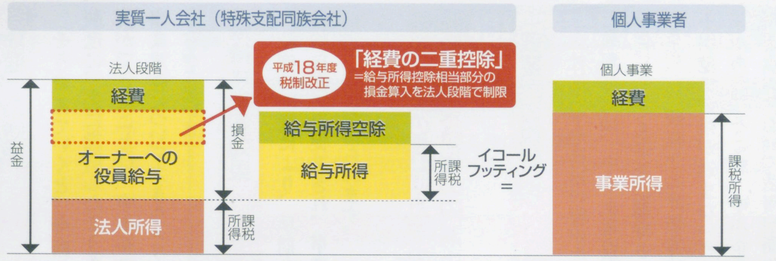

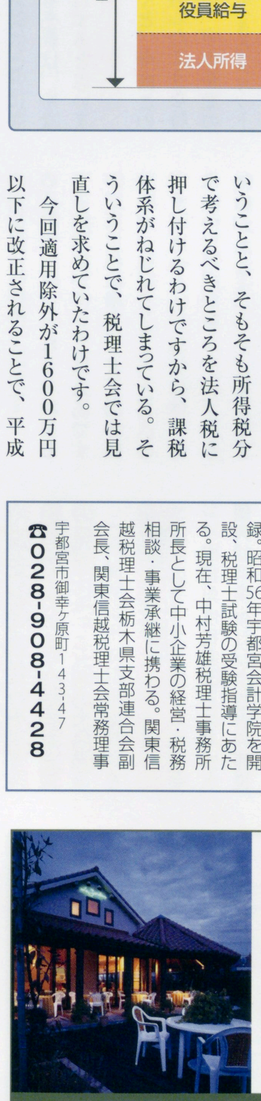

ル・ジャルダンの謝恩会・歓送迎会プラン。ご希望に応じたアレンジも承ります。

RESTAURANT Le Jardin
南仏料理レストラン
ル・ジャルダン
〈スローフードとちぎ会員〉
TEL.028-683-2076
http://www.le-jardin.jp

ディナー Plan-A お一人様 3,000円（税・サ込）
コース：料理5種
大皿料理：料理6種
※ドリンク別途 ※6名様より承ります

ディナー Plan-B お一人様 5,000円（税・サ込）
コース：料理6種
大皿料理：料理7種
※フリードリンク¥2,500 ※貸切は30名様より

ディナー Plan-C お一人様 7,000円（税・サ込）
コース：料理7種
大皿料理：料理8種
※コースはコーヒー付

ランチ Plan-A お一人様 2,100円（税込）
料理5種・コーヒー付

ランチ Plan-B お一人様 3,150円（税込）
料理6種・コーヒー付
※コーヒー以外のドリンク別途

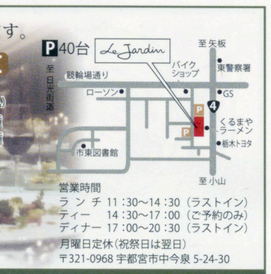

営業時間
ランチ 11:30〜14:30（ラストイン）
ディー 14:30〜17:00（ご予約のみ）
ディナー 17:00〜20:30（ラストイン）
月曜日定休（祝祭日は翌日）
〒321-0968 宇都宮市中今泉5-24-30

謝恩会・歓送迎会・レストランウェディング・お顔合わせなど、各種ご宴席承ります。人数・予算等お気軽にご相談ください。 詳しくはお問い合わせください。

「みやヒルズどっとこむ」で宇都宮が盛り上がる！

会員の皆様の中にも、昨年末の新聞折込チラシで「みやヒルズどっとこむ」の名前を目にした方は多いと思います。

昨年12月2日から10日までの9日間にわたり、（株）東武宇都宮百貨店・宇都宮オリオン通り商店街（振）・宇都宮馬車道通り商店街（振）・宇都宮ユニオン通り商店街（振）が、共同でスタンプラリーを開催しました。共同実施による集客の相乗効果を図ったこのイベントは、結果として大盛況。スタンプを集めた人は抽選に参加できるのですが、抽選回数は約700回を数え、当初用意していた賞品はすべて参加者にわたりました。

このスタンプラリーの総称が「みやヒルズどっとこむ」。そしてこれは、同時に前述4店舗・団体が立ち上げた組織の名称でもあります。

「みやヒルズどっとこむ」（以下「みやヒルズ」）は、大規模商業施設と商店街がコラボレートすることで相乗効果を生み、中心商業地への集客を図ろうとする組織です。

平成13年にバンバ通りなど8商店街と、PARCO、西武百貨店（当時）がメンバーとなって組織を作り、活性化事業をスタートさせました。年2回の「よー元気まつり」や年末・年始の「街なみライトアップ」、そして月一回の清掃活動です。

この成功を受けて「東武百貨店と周辺商店街も、同じようにコラボレートできないか」という声が生まれました。その結果、東武百貨店と周辺5商店街による「宇都宮中心商店街西地区活性化事業推進協議会（仮称）」が平成16年7月に発足。メンバー間で基本的な趣旨の理解を得るとともに、さらに相互調整を進めることとなりました。

翌17年には、商店街に狭めて再構成し、名称も「活性化懇談会」として再スタート。これを母体としたワーキング会議が、今回ご紹介する「みやヒルズ」の母体となりました。

5回にわたるワーキング会議の結果実現したのが「東武百貨店の夜間駐車券の利用」。午後5時以降の回数券を東武に発行してもらい、それを商店街として購入し、顧客サービスに活用するというものです。

この事業達成により、今後もさまざまな活性化事業を行っていくこととなり、名称も「宇都宮中心商店街TOBU活性化委員会（T＝東武百貨店、O＝オリオン通り商店街、B＝馬車道通り商店街、U＝ユニオン通り商店街）」と決定しました。その愛称が「みやヒルズどっとこむ」（どっと混む＝たくさんの人が訪れる）なのです。

今後もさまざまな事業が検討されている「みやヒルズ」。中心商店街が、いよいよおもしろくなりそうです。



松本宗樹
「みやヒルズどっとこむ」
会長
（松本写真館）

活性化のために「とにかく何かを始めよう」と立ち上がった組織なので、課題はたくさんあります。東武百貨店もご協力してくださるので、焦らずじっくり腰を据え、皆で知恵を出し合ってがんばりたいと思います。よろしくお願いします。

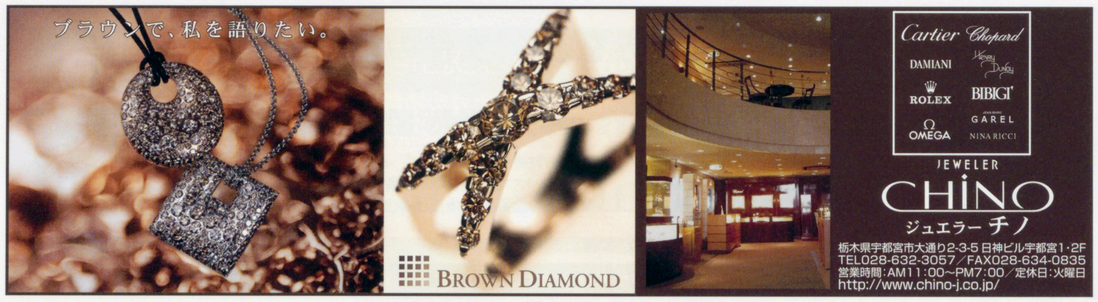

商工会議所かわら版

女性部だより

広域事業講演会開催

昨年12月6日(水)、大田原商工会議所女性部の担当による広域事業講演会が開催され、女性部メンバーが参加しました。



当日はお揃いのグレーのブレザーを着た大田原女性部会員の出迎えを受けました。講師は女優で武蔵野学院大学客員教授の浅香光代女史。演題は「生涯現役！　やる気、元気、若さの秘訣」。女史の生い立ちの中で培った根性と、いつも前向きに生きているという自身の姿をお話の中に示されました。

約2時間、立ったまま、時には笑いを持って話された姿が、演題のすべてを物語っていました。幼少時のエピソードとして、小学校の時に教室で皆の前で得意になって、都都逸(ドドイツ)を歌って周囲を驚かせたそうです。役者根性は幼くして育まれていました。大衆演劇の発展を祈りたいと思います。

(女性部会長　柿沼光子)

青年部だより

宇都宮の将来を真剣に考え、一緒に汗を流すメンバーを募集しています！

宇都宮商工会議所青年部では、ただいま会員を募集中です。

入会資格は49歳までの経営者、または今後の経営を担う後継者の方々です。

入会後は、「おもてなし委員会」「まちなかネットワーク委員会」「LRT委員会」「会員NET運営委員会」「YEG事業特別委員会」のいずれかに所属していただきます。

宇都宮商工会議所青年部に入会し、宇都宮の街づくりに係わる各種事業に参画して、宇都宮市の将来のために一緒に汗を流してみませんか？

詳しくは、ホームページ(http://www.uyeg.jp/)、または青年部事務局までお問い合わせください。

(会員NET運営委員長　守山貴紀)

問合せ　青年部事務局(総務企画課)　☎637-3131

女性部会員懇親会を開催

昨年12月12日(火)に今年最後の行事となる会員親睦会(忘年会)を開催しました。

和やかな歓談のあと「今日は少し体を動かしましょう！」と専門の先生をお呼びして「最低このステップを身に付けとおくと何かに役立つ」という基本ステップの指導を受けました。背筋を伸ばし、でも視線は「ワン・ツー・スリー」のタイミングに合わせようと足元に。

練習後、音楽に合わせてステップを実行。参加者の楽しそうな笑顔と先生の華麗な模範ダンスにうっとりの顔が印象的でした。

最後に恒例となっているプレゼント交換を行い、「来年も皆で協力しあい頑張っていこう！」と新たな意思を確認しました。

(総務委員会　永井京子)



問合せ　女性部事務局(会員サービス課)　☎637-3131

■商工会議所かわら版■

電子入札説明会

電子入札説明会の開催について

～栃木県は平成19年度に電子入札全面導入の予定です！

【日時】平成19年2月15日(木)　午後1時30分～4時

【場所】当所2階大会議室

【内容】「電子証明書の購入から電子入札まで」

①日本商工会議所電子証明書の申込み方法　②電子証明書のインストール方法　③電子証明書の環境設定　④電子入札システムへの利用者設定　⑤電子入札の方法　など

【参加費】会員の方は無料、非会員の方は1名につき2000円

【申込み】申込書を総務企画課あてご請求ください。

〈参考〉

栃木県CALS／ECのHP　http://www.pref.tochigi.jp/cals/

商工会議所の電子証明書をご利用ください

当所では、日本商工会議所の発行する電子証明書の取次業務を行っております。

日本商工会議所の発行する電子証明書は、

①電子入札用電子証明書(1-A)　②各種申告・届出など一般行政手続き用電子証明書(1-E)　③行政書士が行政手続を行う際の資格証明書となる行政書士用電子証明書(1-G)、の3種類。

これらを当所で取次いたします。どうぞご利用ください。

3種類の電子証明書の概要・申込など詳細につきましては、左記ホームページをご参照下さい。

日本商工会議所
ビジネス認証サービスセンター
http://ca.jcci.or.jp/

タイプ	用途	概要
1-A	○電子入札コアシステムを採用する行政機関等(国土交通省、農林水産省、厚生労働省、日本郵政公社、栃木県など)が実施する電子入札用 ○国税電子申告・納税システム(e-Tax)(国税庁)	○電子証明書と秘密鍵はICカードに格納されます。カード読み取りには、ICカードリーダー、認証セットCD-ROMが必要です。
1-E	利用者の所属する事業所等の業務または事業活動として行う一般的な電子申告・申請及び各種行政手続用(栃木県行政手続、特許庁インターネット出願など)	○電子証明書と秘密鍵は認証局である日本商工会議所ホームページよりダウンロードして取得します。(ICカード方式ではありません)
1-G	日本行政書士連合会が公式に認定する行政書士向けの電子証明書	

問合せ　総務企画課　☎637-3131　FAX634-8694

経営サポート交流懇談会

平成18年度第2回「新規入会者のための経営サポート交流懇談会」開催のお知らせ

当所では、新しく会員になられた皆様に、当所の事業案内を兼ねた交流懇談会を開催しております。会員間のネットワーク構築や異業種交流によるビジネスチャンス拡大の機会としてぜひご参加ください。

なお、従前からご入会いただいている会員の方々も歓迎いたします。

【日時】3月22日(木)　午後6時～9時

【会場】当所会議室

【内容】

①当所の事業案内について

②《講話》

テーマ「一点集中で中小企業は、必ず成功する！」

講師：サトーカメラ㈱代表取締役専務、㈲日本販売促進研究所代表取締役社長　佐藤勝人氏

③会員・交流懇談会(コーディネーター佐藤勝人氏)

ア　参加者自己紹介

イ　グループ懇談・交流

ウ　全体懇談・交流

※フォローアップ事業として、4月、5月にビジネス交流懇談会を予定しております。

【費用】無料

【申込み】2月23日(金)までに経営支援課あて電話またはFAXでご連絡ください。申込用紙を送付します。

問合せ　経営支援課　☎637-3131





IT新時代に向けて人を育て、新しい未来を拓く(財)日本電信電話ユーザ協会

ユーザ協会会員募集

「情報通信サービスや技術」の最新情報を提供します。
- IT活用情報誌「テレコム・フォーラム」の配付(毎月)
- NTT展示施設見学・研修会の実施
- ユーザニーズに即応できるセミナや講演会の開催 等

テレコミュニケーション教育・研修を支援します。
- 電話応対コンクールの開催
- ビジネス電話対応セミナの開催
- 電話応対指導者研修会の開催 等

宇都宮地区電信電話ユーザ協会　会長　築　郁夫

ご入会およびお問合わせは　0120-794080　宇都宮地区電信電話ユーザ協会



企業成長の限界を破る、女性の戦略的活用。

FUJISTAFF FEATURING WOMAN
ff woman

働く女性の能力開発、働きたい女性の就職支援。
フジスタッフは、
女性の社会参加をバックアップ。
ビジネスフィールドでの女性活用を通じて、
企業成長と社会の活性化に貢献します。

フジスタッフ
宇都宮支店　TEL028-633-2051
清原支店　TEL028-670-5411

●ff-woman専用サイトをぜひご覧ください　http://www.ff-woman.com/

宇都宮市内循環バス「きぶな」

市内中心部の、かわいい足
循環バス「きぶな」運行中！

宇都宮の中心街を「きぶな」が泳ぐかわいいバスが走っています。買い物や史跡めぐりなどにご利用ください。

【運行ルート】
JR宇都宮駅西口から県庁、宇都宮市役所を経由し、同駅西口に戻る（1周約30分）

【運行時間】
●始発〈平日〉7時40分
〈土曜〉8時40分
〈日・祝〉8時40分
●終発〈平日〉19時
〈土曜〉19時
〈日・祝〉18時

【運行間隔】20～30分間隔

【運賃】
大人（中学生以上）100円
小児（小学生以下）50円
※定期券・バスカードも利用可能です。



問合せ
街づくり推進課
☎637-3131

市内共通駐車券

便利な共通駐車券をご利用ください！

宇都宮市内にある「共通駐車券参加店」のマークが貼ってあるお店で1000円～3000円以上の買物や飲食をすると、共通駐車券加盟駐車場で使用できる「共通駐車券」がもらえます（1回につき4枚まで）。

なお、加盟店・加盟駐車場一覧は、当所ホームページをご覧ください。

〈HPアドレス〉http://www.u-cci.or.jp/u-parking/

問合せ
街づくり推進課
☎637-3131

納税相談

ご利用ください、税理士による無料納税相談

当所では、個人事業に係わる所得税（土地建物や株式等の譲渡所得を除く）および消費税の確定申告書作成のための無料相談会を開催します。

申告に必要な書類（記入済みの決算書、帳簿や請求書、税務署から送付された確定申告書、印鑑、社会保険の領収書、各種の控除証明書など）を持参すれば、その場で作成できます。

【日時】3月7日（水）・8日（木）両日ともに午前9時30分～12時30分、午後1時30分～4時
【会場】当所会議室
【相談員】関東信越税理士会宇都宮支部所属税理士

問合せ
経営支援課
☎637-3131

環境衛生部会主催セミナー

ビジネスマナーセミナーを開催

環境衛生部会では、接客応対の基本であるビジネスマナーセミナーを開催します。近年、接客応対の基本である言葉遣いの乱れや、マナーの欠落が多く指摘されているのが現状です。この機会に、経営者・従業員の皆様、奮ってご参加ください。

【日時】2月27日（火）
午後1時30分～4時
【会場】栃木県産業会館8階会議室
【定員】60名
【講師】現代礼法研究所
市村恭子氏

【受講料】無料
【申込締切】2月21日（水）
【申込方法】本誌折込チラシをご参照ください。

問合せ
会員サービス課
☎637-3131



振興委員紹介

地域会員と会議所を結ぶパイプ役
宇都宮商工会議所振興委員

当所では、会議所事業の普及や地域事業者の実態、動向等の把握および各種調査への協力など、地域会員と会議所を結ぶパイプ役として、市内4ブロックに31名の振興委員を委嘱しています（表参照）。

お気軽にご相談ください。

問合せ
経営支援課
☎637-3131

	氏名	事業所名	所在地	電話
東部地区7名	市村 耕三	ヘアーサロン カワワ	駅前通り3-1-11	634-9661
	大野 實	大野経営研究事務所	御幸本町4722-42	663-0816
	岡田 俊光	㈲マルオカ商店	峰町280	634-8701
	小松 賴夫	㈱コスモクリエイト	平出町3779-10	613-2345
	坂本 弘子	坂本商店	東宿郷3-13-8	633-1068
	滝野 光太郎	滝野屋米店	泉が丘1-17-23	661-4903
	綱川 恵太	綱川自動車整備工場	平松町525	634-9495
西部地区8名	五十嵐 賢	㈲マルシン靴店	西1-2-2	633-6050
	九郷 正紀	㈲くさつクリーニング	下荒針町3587	648-6765
	杉山 猛	㈲盤石荘	大谷町1228	652-0524
	田村 哲男	㈱田村忠設計事務所	中一の沢町5-3	634-4556
	船田 洋三	船田産業㈱	戸祭2-5-24	622-2353
	宮川 欣也	㈲八百兼商店	材木町2-7	633-3809
	山口 登	栃木県印刷工業組合	宝木町1-28	622-7580
		㈲山口印刷所	東鴻田2-4-18	622-5920
	渡辺 みち子	ビューティーサロン ユキ	鶴田町1965	648-0399
南部地区9名	阿久津 勉	阿久津板金工業㈲	宮本町15-2	658-1850
	尾股 賢一郎	尾股内装工業㈲	屋板町299-27	656-1730
	塩生 忠義	朝日屋呉服店	みどり野町18-20	653-5298
	重原 嘉久	㈲重原精機	上桑島町1465-40	656-2300
	床井 央	㈲トコイ理容所	仲町1-13	622-3480
	長島 俊夫	㈲堺屋商店	江野町7-8	633-2073
	星野 志郎	コンサルネットS&H	西川田南1-25-3	658-1948
	松平 吉弘	インテリア松平	緑3-2-6	658-0651
	松本 洋子	㈲松本サイクル	双葉1-3-7	658-0359
北部地区7名	池田 勇介	栃木県ソフトウエア事業（協）	下戸祭1-9-16	643-3377
		㈱アイ・シー・エス	下戸祭1-9-16	643-3377
	池村 喜夫	㈱アイレック	下川俣町209-60	613-1066
	井上 明	井上不動産資産管理	東宝木町5-29	622-7107
	黒川 秀夫	黒川経営コンサルタント事務所	中戸祭町808-25	622-2934
	鈴木 明子	トレビアン美容室	竹林町601-1	627-1056
	福田 勇	福田木工工芸所	宝木本町1906-5	665-6812
	山谷 和之	山谷精肉店	今泉2-11-4	621-7858

M&A電話相談会

経営者の疑問・悩みにお答えします！

M&Aは大企業のものと考えられがちですが、中小企業の「後継者難」に対する1つの解決手法として、また、事業拡大を目指す経営戦略の手段として注目されています。

「なかなか相談に行きにくい」「M&Aについて内容を聞いてみたい」という方は、ぜひこの機会にお気軽にお電話ください。

【主催】
関東圏M&Aサポートネット提携商工会議所（当所のほか28会議所が業務提携しています）

【日時】2月26日（月）午後1時～4時
【電話】03(3283)7996
【相談料】無料（通話料はお客様負担となります）
【相談テーマ】後継者難対策として、または事業拡大戦略としてのM&Aの活用や具体的手法
【相談対応者】「東商M&Aサポートシステム」専門相談員および担当職員
【その他】①ご相談は匿名でも受けることができます。
②ご相談は秘密厳守で承りますのでご安心ください。
③事前予約等は必要ありません。
【参考】〈東商M&AサポートシステムHP〉
http://www.tokyo-cci.or.jp/venture/manda/

問合せ
経営支援課
☎637-3131

「e～べえねっと宇都宮」登録掲載企業募集

インターネットでビジネスチャンスを！
「e～べえねっと宇都宮」に登録しませんか？

インターネット受発注システム「e～べえねっと宇都宮」は、これまで製造業・建設業の方々を対象に運営してまいりましたが、平成18年4月から、市内全業種を掲載対象とさせていただき、より多くの方々にご活用いただけるようになりました。

現在、登録掲載企業を募集しております。

【特　徴】
1. 登録会員の新商品や新技術、イベント情報などをタイムリーに掲載できます。
2. 登録会員はトップページに掲載されます。また新規に会員になった場合、登録時トップページで告知されます。
3. 貴社公式サイトへのアクセスアップが期待できます。

【問合せ】
産業環境課 ☎637-3131
http://www.e-benet-ucci.com/

年間維持管理料は1万円です。

機密文書 出張処理サービス
機密情報が流出するのは社内放置と
信頼性の低い業者による廃棄がほとんど。
「ナカダ」ならご担当者立ち会いのもと
安心・安全・確実に機密保持が図れます。
必要な時に必要な量だけ、電話1本で出張裁断いたします。詳しくはお問い合わせください。


SDM
Secret Documents Management
オフィスの情報セキュリティとリサイクルはナカダの「SDM」におまかせください。
一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物中間処理業　ISO9001・ISO14001　認証取得　http://www.nakada.tv　E-mail:n.info@nakada.tv
仲田総業株式会社　ご相談お問い合わせ ☎028-635-2151（代）　〒321-0933 栃木県宇都宮市簗瀬町2520-4

ユニフォームの Aosho
見落としていませんか？
ユニフォーム変更のサイン。
□ 前回のモデルチェンジから5年以上たっている
□ 色あせや汚れ、型くずれが目立つ
□ ユニフォームの着用ルールが乱れている
□ ユニフォーム導入の目的や意図を知らない着用者が増えた
□ 構成員の年齢層が変わったのに、ユニフォームは以前のままである
□ 企業の方針が変わったのに、ユニフォームは以前のままである
（「ユニフォーム力」「ユニフォーム力」創造委員会・編より）
チェックしてみましょう！
株式会社アオショー
〒320-0851 宇都宮市鶴田町1544-3
TEL 028-648-8888
FAX 028-648-8883
E-mail：uniform@aosho.co.jp

経営サポート隊

経営のお悩みをお気軽にご相談ください！
～経営者・経営幹部の方々の悩みに、スペシャリストが対応します！～

当所では、経営の諸問題の解決や経営革新、創業等にチャレンジする中小企業の皆様の支援強化と、ワンストップの相談体制による経営支援サービス向上を図るため、「経営サポート隊」を組織し、幅広い支援体制で企業の皆様の経営サポートを行っています。

経営サポート隊員は、当所職員のほか、当所会員事業所の経営者や専門知識を有する方々で構成されています。

IT・生産技術・財務・法律・環境問題など、経営全般にわたるビジネスの困りごとに対して、経営サポート隊員がそれぞれの立場で直接アドバイスを行います。

お気軽にご相談ください。

問合せ 経営支援課 ☎637-3131

経営サポート隊 支援項目別「会員事業所隊員」一覧 ◎隊員登録数 47名（五十音順、敬称略） ※隊員は支援項目により重複しております。		
支援項目	隊員名	
○創業・ベンチャー	岡部 正治	（株）TMC 経営支援センター宇都宮営業所）
	片岡 泰三	（株）アトムエンジニアリング）
	佐藤 孝二	（有）サンスプリングス・NPO 法人栃木県環境カウンセラー協会）
	村上 龍也	（株）村上）
	守山 貴紀	（有）T＆Nコンサルタント）
	矢口 季男	（有）情報ビジネスコンサルティング）
	横山 康男	（日本オービス（株））
	和氣 幸雄	（有）高林堂）
	渡邉 浅夫	（株）デジタルトレンド）
○新事業・新分野開拓	岡部 正治	（株）TMC 経営支援センター宇都宮営業所）
	黒川 秀夫	（黒川経営コンサルタント）
	須田 秀規	（須田経営相談所）
	矢口 季男	（有）情報ビジネスコンサルティング）
○経営戦略	岡部 正治	（株）TMC 経営支援センター宇都宮営業所）
	小林 恒夫	（小林会計事務所）
	駒場 誠司	（駒場税理士事務所）
	中村 芳雄	（中村会計事務所）
○人事・賃金・労務	菊地 理恵	（有）エファ）
	佐藤 智子	（有）エファ）
	須田 秀規	（須田経営相談所）
	高橋 江美	（常盤行政労務管理事務所）
	山口 徹実	（コンサルティング・オフィス人事サポート）
○財務・会計	石田 桂久	（株）石田事務所）
	黒川 秀夫	（黒川経営コンサルタント）
	小林 恒夫	（小林会計事務所）
	駒場 誠司	（駒場税理士事務所）
	中村 芳雄	（中村会計事務所）
	守山 貴紀	（有）T＆Nコンサルタント）
	矢口 季男	（有）情報ビジネスコンサルティング）
	渡邉 浅夫	（株）デジタルトレンド）
○金属加工技術・機械製作	重原 嘉久	（有）重原精機）
	橋本 一朗	（有）橋本工業所）
	花塚 直	（株）花塚製作所）
○新製品・新技術開発	佐藤 孝二	（有）サンスプリングス・NPO 法人栃木県環境カウンセラー協会）
	松倉 秀世	（株）エージーエム）
○マーケティング	松倉 秀世	（株）エージーエム）
	守山 貴紀	（有）T＆Nコンサルタント）
○ＩＴ導入・ＩＴ活用	阿久津博士	（ハイヤールシステムズ（株））
	池田 勝一	（オーダーワン）
	片岡 泰三	（株）アトムエンジニアリング）
	小菅 正文	（株）エヌシーエス）
	武田 文夫	（株）ジード）
	横山 康男	（日本オービス（株））
○金融	荒川 幸一	（あしぎんビジネスセンター）
	申田 裕俊	（あしぎんビジネスセンター）
	小滝 昌則	（株）栃木銀行）
	佐藤 敏道	（株）栃木銀行）
	羽住 則孝	（あしぎんビジネスセンター）
○法律・税制	小林 恒夫	（小林会計事務所）
	駒場 誠司	（駒場税理士事務所）
	阪口 勉	（阪口勉法律事務所）
	中村 芳雄	（中村会計事務所）
	横山 幸子	（横山法律事務所）
○人材育成・人材活用	石田 桂久	（株）石田事務所）
	岡部 正治	（株）TMC 経営支援センター宇都宮営業所）
	菊地 理恵	（有）エファ）
	和氣 幸雄	（有）高林堂）
○環境・安全対策	菊地 理恵	（有）エファ）
	佐藤 孝二	（有）サンスプリングス・NPO 法人栃木県環境カウンセラー協会）
○知的所有権	福田 信雄	（福田特許商標事務所）
○経営（業種別支援含む）	石崎 公宣	（株）下野新聞社）
	今泉 一	（有）今泉貴金属）
	岡部 正治	（株）TMC 経営支援センター宇都宮営業所）
	木内 裕祐	（株）五光宇都宮店）
	黒川 秀夫	（黒川経営コンサルタント）
	橋本 大輔	（株）新朝プレス）
	堀川 祐司	（株）とちぎテレビ）
	守山 貴紀	（有）T＆Nコンサルタント）
	山崎 竜	（行政書士山崎法務事務所）
	和氣 幸雄	（有）高林堂）
	綿貫 岳洋	（株）栃木ナプコ）
○店舗レイアウト・事務所計	青木 格次	（株）環設計）
	塩田 大成	（ビルススタジオ）
	矢口 季男	（有）情報ビジネスコンサルティング）
	横松 宏明	（株）横松建築設計事務所）
○国際化・海外展開設計	井上 尉央	（行政書士井上行政法務事務所）
○会社設立	石田 桂久	（株）石田事務所）
	井上 尉央	（行政書士井上行政法務事務所）
	岡部 正治	（株）TMC 経営支援センター宇都宮営業所）
	高橋 江美	（常盤行政労務管理事務所）
	谷田部啓一	（谷田部司法書士事務所）
	山崎 竜	（行政書士山崎法務事務所）

商工いきいき特別保証制度

【申込方法】商工会議所の推薦を受け、金融機関に融資を申し込む
【借入限度額】500万円
【返済期間】7年以内
【返済方法】分割返済
【借入利率】金融機関所定利率
【信用保証料】年0.50%～2.20%
【連帯保証人】原則として保証人は不要（法人代表者を除く）
この保証制度は、宇都宮商工会議所管内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者が、無担保・無保証人で利用できます。

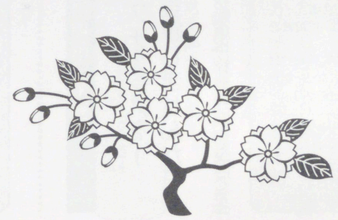

問合せ 経営支援課 ☎637-3131

宇都宮商工会議所ビジネスローン

当所では、市内の10金融機関と提携し、会員企業限定の特別融資制度を取り扱っています。

当所会員で、会費を完納しており、各種税金の滞納の無い方であれば、お申し込みができます。

金利や手数料などが優遇されますので、ぜひご利用ください。

申し込み方法など、詳細は下記の提携金融機関または、担当課にお問い合わせください。

問合せ 経営支援課 ☎637-3131

提携金融機関と会員メリット

○足利銀行 ☎626-0526 手数料無料または金利0.2%優遇（商品により異なります） ○茨城銀行 ☎633-1361 金利0.2%優遇 ○鹿沼相互信用金庫 ☎624-2251 会員向けオリジナル商品 ○烏山信用金庫 ☎636-6611 金利0.25%優遇 ○関東つくば銀行 ☎633-9321 金利0.3%優遇 ○群馬銀行 ☎634-7181 金利0.2%優遇 審査結果を原則翌営業日に回答 ○商工中金 ☎633-8191 金利0.1%優遇 ○栃木銀行 ☎633-1241 金利0.2%優遇 ○栃木信用金庫 ☎633-2111 金利0.25%優遇 ○三菱東京UFJ銀行 ☎0120-250-587 手数料無料金利0.25%優遇

当所ビジネスローンHP http://www.u-cci.or.jp/business-loan/

マル経貸付

マル経貸付は無担保・無保証人の、国の融資制度です。宇都宮市内で1年以上事業を営み、商工会議所の経営指導を原則6か月以上受け、事業の改善に取り組んでいる方で、次の条件を満たしている方がご利用いただけます。

①【従業員数】小売・卸売・サービス業は5人以下、製造業・その他の業種は20人以下
②【税金完納】
※一部、制約があります。詳細についてはお問い合わせください。

【融資額】550万円以内のほか別枠450万円以内（別枠は平成19年3月31日まで）
【返済期間】運転5年以内、設備7年以内（うち据置6か月以内）
【金利】2.2%（12月13日現在）
※金融情勢により変動

問合せ 経営支援課 ☎637-3131

宇都宮商工会議所ビジネスローン提携金融機関紹介④

現在10金融機関と提携して会員の皆様にご活用いただいている、「宇都宮商工会議所ビジネスローン」。本コーナーでは、提携金融機関を順次紹介しています。

第4回 烏山信用金庫

烏山信用金庫では、「この街と生きていく」をモットーに、35周年を迎えた宇都宮支店を母店として市内の5店舗が、中小企業や個人事業主のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えするため、営業活動を展開しております。

また、宇都宮商工会議所との提携により、会員の皆様には金利優遇商品を取り扱っておりますので、ご相談をお待ちしております。

■会員限定商品「からしんビジネスローン」
◎商品内容紹介
【会員メリット】金利0.25%優遇【融資限度額】1000万円（ただし平均月商の3倍以内）【資金使途】運転資金【融資利率】年1.625%～（変動）
【融資期間】5年以内
【担保】不要【保証人】法人は代表取締役（第三者保証は原則不要）、個人事業主は法定相続人1名以上

資格、必要書類などお気軽にご相談ください。

烏山信用金庫宇都宮支店（担当：大山、佐藤）☎636-6611

お詫びと訂正

本誌1月号（VOL.520）の本コーナーでご紹介した「関東つくば銀行」の電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

【正】☎633-9321 【誤】☎633-1361

また、ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に心からお詫び申し上げます。

STOP! 飲酒運転

栃木県の運転代行・タクシーのご案内

飲んだら乗るな！.com

http://www.nondaranoruna.com

当サイトでは、「飲んだら乗るな！」「飲んだら、運転代行・タクシーを使おう」というキャンペーンを実施し、栃木県の運転代行やタクシーのご案内をしています。

飲んだら乗るな.com 携帯版はこちら→ バーコード対応携帯ならバーコードを読み取るだけで簡単アクセス!!

協賛企業募集中! 問い合わせ先／info@nondaranoruna.com

無料就職相談

■面接しても採用されない
■履歴書・職務経歴書はこれでいいの？
■自分にあった仕事がわからない

◆◆◆ 就職活動の疑問を解決しましょう ◆◆◆

希望職種相談・登録 ●履歴書・職務経歴書 ●希望職種 ●労働条件の登録

就職プラン相談 ●当機構では、ご自身のための就職活動プランの相談をお受けいたします ●登録条件に合う企業のご案内をさせていただきます ●再就職促進企業説明会に参加できます

ご連絡の上ご来所ください
相談日 月～金 9:00～16:00
まずはお電話にてご予約ください

厚生労働省委託事業 栃木県地域労使就職支援機構
TEL.028-621-6511 FAX.028-650-4050

E-mail:info@tochigi-rousi.jp URL:http://www.tochigi-rousi.jp
〒320-0036 宇都宮市小幡1-1-27 KMGビルディング小幡5階

宇都宮シニアアドバイザーセンター

無料特別相談日のお知らせ

これから「創業」を考えている方、あるいは「新商品の開発や生産または新しいサービスの開発・提供等」を考えている経営者の方々に《経営革新計画の承認を得て各種メリットの享受》をしてもらうために、「専門家による無料特別相談」を行います。(予約制)
ぜひ、ご利用ください。

【日時】
2月21日(水)
午後1時30分～4時30分
【会場】
宇都宮商工会議所2階会議室
(栃木県産業会館内)
【相談員】
中小企業診断士

問合せ 宇都宮シニアアドバイザーセンター ☎637-3131

中小企業再生支援協議会

早期着手・迅速再生!!

「債務超過などの財務上の問題はあるが、自助努力で再生を図ろうとする中小企業」「厳しい経営状況だが、将来的に改善の可能性のある中小企業」を各分野の専門家が支援します。
【専門家】中小企業診断士・弁護士・公認会計士・税理士・工業技術アドバイザー等

ご相談
専任アドバイザーによる窓口相談
●財務諸表等により現状分析
●支援施策の紹介
●企業再生の可能性の検討

再生の可能性あり
再生(改善)計画の策定支援
●専門家チームによる支援計画に基づく資金調達の支援
●計画の進捗状況のサポート

企業再生
第一次対応
第二次対応

問合せ 栃木県中小企業再生支援協議会 経営支援課 ☎610-4110 ☎637-3131

専門相談

無料の専門相談です。
各分野の専門家が、あなたの相談に応じます。

会場 法律・発明相談・産学官連携マッチング相談は
宇都宮商工会議所内 ☎637-3131㈹

■法律相談(毎月第2火曜日)
日 時 2月13日・3月13日 午後1時30分～4時30分
受 付 午後1時～3時(先着10名まで)
内 容 PL法関係、売掛金の回収方法、
不渡手形の処理方法、従業員の交通事故、不動産取引など
相談員 弁護士 **問合せ** 産業環境課

■発明相談(毎月第1・2・3金曜日)
日 時 2月16日・3月2日・9日・16日 午後1時30分～4時30分
受 付 午後1時～4時
内 容 特許、実用新案、商標、意匠登録その他発明に関する各種相談
相談員 弁護士 **問合せ** 産業環境課

■企業年金相談
相談日 希望により調整(申し込みは随時受付)
内 容 企業年金、退職金制度導入、組み換えなど
相談員 栃木県ファイナンシャル・プランナーズ協同組合員
問合せ 会員サービス課

■税務相談
相談日 希望により調整(申し込みは随時受付)
内 容 所得税、法人税、相続税、その他各種相談
相談員 税理士 **問合せ** 経営支援課

■個人情報保護法対策相談
内 容 個人情報の安全管理と社内整備、適法・不適法確認と改善策、
漏えい賠償保険のリスク診断、有事の対応など
受付・回答 「個別相談」受付カードにより相談申込を受付、相談員を
派遣またはFAX・電話で迅速に回答
相談員 協力保険会社9社のスタッフ・コンサルタント
問合せ 総務部 個人情報保護担当

■商業登記相談
相談日 希望により調整(申し込みは随時受付)
内 容 法人設立、役員・組織変更など各種相談
相談員 司法書士 問合せ 経営支援課

■産学官連携マッチング相談(毎月第4木曜日)
日 時 2月22日 午後1時30分～4時30分
受 付 午後1時～4時
内 容 産学官連携による新製品・新技術開発相談
相談員 産学官参加大学教授・助教授、
栃木県産業振興センターコーディネーター、中小企業診断士ほか
問合せ 産業環境課

TOC TOCHIGI ORIKOMI CENTER
◆新聞折込チラシ取扱い・配布◆
下野新聞・エフエム栃木・とちぎテレビ広告代理店
株式会社 栃木オリコミ・センター
■本 社 栃木県宇都宮市平出町3734-4 TEL(028)660-4222
■両毛支社 群馬県太田市東新町328-1 TEL(0276)25-7220
■小山営業所 栃木県小山市出井1193-18 TEL(0285)24-1882
■県北営業所 栃木県那須塩原市二区町494-2 TEL(0287)37-6181

商工会議所共済制度

商工会議所共済制度推進員紹介⑳



商工会議所共済制度推進員(アクサ生命保険㈱社員)を紹介するコーナーです。第20回はアクサ生命保険㈱宇都宮営業所の斎藤 晋さんです。

Q 斎藤さん、自己紹介していただけますか?

A 地元での勤務を希望し、商工会議所共済制度推進員として、地域に根ざし、また地域の事業を営んでいる方々のお役に立つことができればと思い、昨年3月にアクサ生命に入社いたしました。

早いもので入社してもうすぐ1年になりますが、まだまだ人生経験も知識も未熟であり、多くの方に支えていただいて今日に至っております。商工会議所の職員の方々や営業所の諸先輩、そしてお客様からもいろいろとご指導をいただいており、本当に感謝しております。

これからもより一層の努力を重ね、お客様から信頼される共済制度推進員になるために、常に現状に満足せず、貪欲にいろいろなことを吸収し、成長していきたいと思っております。精一杯がんばりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

経営者のための「企業財務セミナー」の開催!

1月号でご案内いたしました当所、アクサ生命保険㈱宇都宮営業所共催によるセミナーを左記のとおり実施いたします。

【日時】2月16日(金)
午後1時～4時30分
【場所】栃木県産業会館8階
大会議室
【定員】50名
【講師】㈱フォルテッツァ
代表取締役 井上 得四郎 氏
【内容】①デフレ時代の決算対策
②経営者の視点から税金を考える③役員退職金の準備について
【申込方法】会員サービス課あてにお問合せください。

問合せ 会員サービス課 ☎637-3131

国内外企業信用調査サービス

経営上の与信管理に、ぜひご活用ください。

【調査受付】随時実施
【調査機関】㈱帝国データバンク
【調査料金】国内外を問わず通常基本料金5万2500円のところ、「会員事業所価格は3万5000円、共済加入事業所は特別割引で2万6250円」
※ただし、基本料金のほかに別途調査に係る調査交通費等が加算されます。
【調査日数】概ね10～40日
【調査レポート内容例】
企業概要／登記事項・役員・大株主／従業員／設備内容／代表者プロフィール／系列／沿革／業績／取引先／銀行取引先／資産状況／不良債権／現況の見通し／財務諸表／不動産概況 など
※調査できない場合もあります。

問合せ 会員サービス課 ☎637-3131

集団扱自動車保険制度 保険料が5%OFF!

当所では、会員事業所に対するサービスの一環として、「集団扱自動車保険」を取り扱っています。この制度は、一般の年払いと比べて、保険料が5%安くなるため、多くの会員事業所の皆様にご利用いただいております。
【特色】〈対象車両〉会員事業所の社有車、役員および従業員のマイカー。〈保険料が割安〉一般の年払いと比べ、保険料が5%安くなります。〈無事故割引の継承〉他の保険会社等から切替えても無事故割引が継承できます。
各社固有の商品特色がありますので、左記各社にお問い合せください。
■富士火災海上保険 ☎6633-5230
■三井住友海上火災保険 ☎6634-0111
■あいおい損害保険 ☎6635-6601

問合せ 会員サービス課 ☎637-3131

あなたの本づくりをお手伝いします。
一冊のぬくもりを大切にしたい。これが私たちの編集コンセプトです。
まずはお電話を ☎028-633-0489 http://www.zuisousha.co.jp
SINCE 1985 21st
図書出版・企画・編集・制作 随想舎
〒320-0042 宇都宮市材木町3-3 Tel.028-633-0489 Fax.028-633-0463



新会員紹介

菓子製造販売

夢のある街のたいやき屋さん

店長 小池 デウィさん（インドネシア出身）



「たいやき」の美味しい季節ですね。私たちは「夢ある街のたいやき屋さん」の屋号で、ほのぼの元気に「たいやき」を焼いています。愛情込めて作る三種類のたい焼きは、どれも暖かい味とご好評いただいております。店内で毎日炊いている「つぶあん」は材料厳選の本格派で、まろやかな風味豊かな味わいです。新種のたい焼き「お好みたいやき」も人気です。ぜひお試しください。

宇都宮市六道町13-13（コポリ洋菓子店前）☎305-2833

チラシ・カタログ展示コーナーご案内

商工会議所入口でPR

無料！ 会員企業展示コーナー設置

※ご希望の方は、会員サービス課までFAXまたは電話でご連絡ください。申込書をFAXで送信いたします。



問合せ 会員サービス課 ☎637-3131 FAX634-8694

「天地人」広告の申し込み・問合せは

有限会社 レザール広告事務所
☎600-3047 FAX600-3048
有限会社 栃木広告社
☎639-1115 FAX639-1116

会員の皆様とともに育む地域力！

―会員入会ご希望の方をご紹介ください―
宇都宮商工会議所 連絡先：会員サービス課
☎637-3131 FAX634-8694

商い川柳

第113回 荒井 宗明選

会頭賞に江部政司さん「街角へ関所の如く赤い羽根」

会報「天地人」商い川柳コーナー の年間表彰句10句が決定し、1月17日（水）に当所会頭室で表彰式を行いました。入賞者10人には藥郁夫会頭から選者の荒井宗明先生揮毫による表彰句を刻した楯が贈られました。

平成18年2月号から12月号までの投稿数は549句で、会報に掲載された110句の中から選考されました。

会頭賞
江部 政司

優秀賞
古内 かほる　佐藤 由紀
毛塚 善市　中本 十字郎
生田目 昭夫　伊藤 王子
大塚 栄子　笹沼 秀臣

専務理事賞
鈴木 芙美子
（敬称略）



商い川柳年間表彰

よく回る舌階段を踏み外し　笹沼 秀臣（自営業）
〈評〉夫をよそに妻の口数。
看板となる店番の皺白髪　中本 十字郎（自営業）
〈評〉猿と遊んでいて公務員。
禁断の心へ揺れる暖簾の灯　岡田 俊光（自営業）
〈評〉ママに重なる女房の顔。
良妻を演じる今日の割烹着　鶴牧 美佐子（主婦）
子も酒を提げて年始の客となる　山口 実（自営業）
今日はここまでにしておくスニーカー　毛塚 善市（無職）
病んで知る妻のうるささありがたさ　佐藤 由紀（主婦）
猪鍋と地酒と囲炉裏雪に更け　宮田 ミチ（主婦）
口惜しさの半減となる入れ歯噛む　田崎 武一（無職）
お茶ぐらいならばと好意持ち始め　新 みのる（無職）

天地人
Utsunomiya Chamber News
宇都宮商工会議所会報 毎月10日発行

広告募集

「天地人」は宇都宮商工会議所会員7,028社の経営者の手元に直接届く情報誌です。

宇都宮市内の事業所数21,086※1社のうち7,028※2社が宇都宮商工会議所に加入しています。
会員組織率 33.3%

※1［平成13年度事業所統計による］　※2［平成18年11月末現在］

より効果的な広告をお求めの方へ
「天地人」を広告媒体としてぜひご活用ください。
広告スタイルは3タイプをご用意しております。

- ディスプレイ広告：貴社の「知名度」をアップするのに有効です。社名・事業内容など明確に表現できます。
- 記事型広告：訴えたい内容を記事型で紹介できます。イベント告知・新商品紹介・サービスなどニュース性の高い細かな情報までを読者に理解しやすく訴求できます。直接的なメリットのある広告スタイルです。
- 編集タイアップ型広告：編集記事とのタイアップによって作られる広告です。レギュラーコーナー（記事）のスポンサーになるスタイルで、業種・内容等ご相談に応じます。

お問い合わせ・お申し込み 媒体資料のご請求は
宇都宮商工会議所 会報「天地人」 栃木県宇都宮市栄町6-15赤羽ハイツ205
専属広告代理店 有限会社レザール広告事務所
TEL028-600-3047 FAX028-600-3048 E-mail: les-arts@bz01.plala.or.jp

頭の体操をはじめよう！クロスワードパズル

A～Gの文字を組み合わせて、ある言葉を作ってください。〈ヒント〉経済状況はこれを超えたというが、庶民に実感はなく……

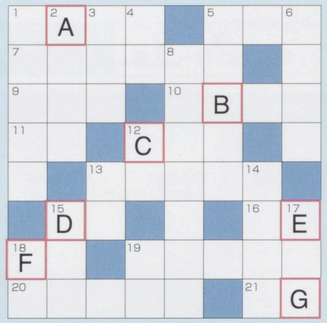

●回答をハガキ、またはメールで住所、氏名を記入の上、宇都宮商工会議所「天地人」担当（下記）までお寄せ下さい。正解者の中から5名様に500円分の図書カードを差し上げます。
締め切り2月28日到着分まで。
当選発表は、発送をもってかえさせていただきます。

タテのカギ

1. この日の早朝、禅寺の入口の左右に貼る「○○大吉」の紙札
2. 昨年12月、茂木で開催された熱○○○○大会
3. お茶を飲む時の茶碗
4. 心ここにあらずで、何を聞いても○○の空
5. 事故や病気で入院した人に持って行くもの
6. 西郊にパールハーバー、東郊にワイキキ海岸のある都市
8. テニスやゴルフの4大大会を制すること
12. 今月の支払いの○○はあとどのくらいある?
13. 朝鮮の女性の民族衣装「○○・チョゴリ」
14. NHK今年の大河ドラマの主人公○○○○勘助
15. 山口県北西部の旧国名「長州」とも
17. アイツは会社の○○○を楯にして、いつも高飛車に物を言う
18. ○○を入れてスピードアップを図ろう
19. あの人の挨拶は○○に入って立派だったね

ヨコのカギ

1. 茶の湯の祖千○○○、2月28日が命日
5. 最近新光証券と合併を表明したFG
7. 北海道にいるのはヒグマ、本州にいるのは?
9. 団塊世代が大量に退職、今後はこれを持つのも大切
10. 好敵手
11. 陶磁器のうわぐすり
12. 「こんな不始末を起こし、まことに○○○に堪えません」など
13. 今は見かけることも少ない、街頭宣伝隊
15. 今回は○○放送だから気を抜かないように
16. 格差社会の拡がりで「勝ち組」「○○組」などの言葉も
18. 情報量の単位。10億バイト=1～バイト(1GB)
19. ポケットから何でも出せるネコ型ロボット
20. 四方または三方が建物で囲まれた中庭、前庭
21. 尾根に落ちた雨水を集めて地上に流す装置

先月号の答え：ホウジンゼイ

応募先 〒320－0806 宇都宮市中央3-1-4 E-Mail:info@u-cci.or.jp
※個人情報保護法に基づき、応募データは上記目的以外には使用いたしません。

わたしの一冊

『マネーロンダリング入門』
橘玲 著
幻冬舎新書　720円（税別）

この1月から、銀行のATMを使って現金振込みをする場合の限度額が、10万円になりました。その理由の一つに上げられているのが「マネーロンダリングの防止です。小説などにはしばしば登場するこの言葉は「（海外の）複数の金融機関を利用するなどして、違法な手段で得た収益を隠匿する行為」（本書より）を意味します。その具体的な手口を、金融小説作家である著者が得意の知識を生かして分かりやすく書いたのが、本書です。

投資を装った詐欺や、プライベートバンクを活用した犯罪資金隠しなどさまざまな手口が紹介されています。それも無味乾燥な解説ではなく「ライブドア事件」や「カシオ詐欺事件」「五菱会事件」など実際の事件を挙げ、「なぜ起きたか」「どうやったのか」「なぜ可能なのか」など、詳細に解き明かしてくれます。「知らない」では、もう済まされない、裏金融の世界に触れてください。



ミュージアムガイド　心に潤いを

◎ **栃木県立博物館** ☎634-1311
開館25周年記念特別企画展「慈覚大師 円仁とその名宝」プレ企画
直前予告企画　写真展「円仁　はるかなる中国の旅」
2月15日(木)～21日(水)
場所　県総合文化センター第二ギャラリー（入場無料）
「円仁と親しむタベ―中国古典楽器演奏と講演」
2月16日(金) 18：00～20：00（入場無料・定員400名）
場所　県総合文化センター小ホール
※県立博物館までお申し込みください。

◎ **栃木県立美術館** ☎621-3556
企画展　清水登之のすべて
～3月4日(日)まで
当館所蔵の120点に及ぶ油彩、水彩、素描など全点を展示。
一般=600円／大高生=400円／中学生以下無料

◎ **宇都宮美術館** ☎643-0100
企画展　開館10周年記念「シャガール、その愛のかけら」
2月10日(土)～4月8日(日)
ユダヤ人として生まれたシャガールがくりかえし描いた「愛」の形象を展示します。
一般=900円／大高生=700円／小中生=500円

健康うつのみや21（食育編）

家族そろって朝食を！

本市が実施した行事において「家族の絆」から連想することは何ですかというアンケート調査を行ったところ、1位は仲良くする、2位が会話をする、そして、食事をするが4位でした。

最近では、朝ごはんを食べない子や一人ぼっちで食べている子が、増えているようです。

「家族そろって朝ごはんを食べること」と「心と体の健康」には密接な関係があるともいわれています。1日を「おはよう」のあいさつで始め、食卓を囲んで楽しく食事をすると、家族のふれあいの場ができます。家族の会話を増やすことにより何でも話せる関係ができ、また子どもたちも自分の気持ちを伝える能力が育つのです。

朝食で家族がそろうことが難しい場合は、夕食でもかまいません。毎日家族がそろうことが難しい場合は、週1回から始めてみましょう。

本市では「第3日曜日家庭の日」の普及啓発を推進しており、あわせて「一家庭一絆運動」を展開しています。まずは、皆さんの家庭から「家族そろって朝食を！」始めてみませんか。

問合せ 宇都宮市 市民生活部青少年課 ☎632-2944

栃木県地元密着優良中古車検索サイト！
中古車買うなら!! 探すなら
JUとちぎドットコム

JU栃木
中古車買うなら、安心のJU栃木加盟店へ
www.jutochigi.com
加盟店募集中！
信頼と安心をキーワードに中古車販売店の皆様をサポートするJU栃木では、加盟店を募集しております。
詳しくはホームページをご覧ください　栃木県中古車販売店商工組合　宇都宮市上欠町1021-3　☎028-648-1181

Unce upon a time in Utsunomiya

一枚の絵葉書から
石井敏夫コレクションより 第14回

多気不動尊



本堂に続く石段と参詣者

高台から宇都宮の西北を望むと、笠を伏せたようなドーム状の山が目に入る。多気山（三七六㍍）である。日光連山の前衛のように連なる古賀志山の岩稜とは対照的に、そのなだらかな山容は四季を通して穏やかそのもの。特に新緑に染まる初夏は、水を湛えたあたりの田園風景と相まって一幅の画を見ているようだ。

その山麓に鎮座する多気山地宝院（真言宗智山派）は、平安時代初期にあたる八二二（弘仁十三）年、日光開山の祖勝道上人の弟子尊鎮法師が馬頭観音を本尊に祀り、堂宇を建立したことに始まる。

多気不動尊の名称で知られるようになったのは、一三三五（建武二）年八月一日、ときの宇都宮九代城主宇都宮公綱が氏家の勝山城にあった明王堂から不動明王を地宝院に遷座し、本尊に祀ってからのことである。



不動明王が祀られる本堂

この坐像は奥州で起こった前九年の役（一〇五一～一〇六二）の際、平定に向かう源頼義に従って都から下った僧侶藤原宗円（宇都宮氏の祖）が捧持し、勝山のガンマン淵に祀り戦勝を祈願したと言い伝えられる霊験あらたかなもの。高さ一・七三㍍の寄木造り。胎内に「康応元年十月二十六日」修復の墨書銘が残されている。

寺伝によれば「九四九（天暦三）年三月二十八日を選んで、源頼光が多田満仲の子、円覚上人に作仏を願い、吉野山中にこもり一刀三礼のもとに彫り上げた霊像」といわれ、火除け、商売繁盛のお不動様として参詣者が絶えることはない。

毎年九月一日の八朔祭で、秘仏不動明王はご開帳される。宇都宮市指定文化財。


縁日初不動尊で賑わう本堂



CONTENTS
- □ ウエディングブーケ
- □ パーティフラワー（受付装花・創作大装花…）
- □ 空間ディスプレイ
- □ お庭植物・外構エクステリアデザイン・施工
- □ アレンジフラワー・花束・プリザーブドフラワー
- □ 胡蝶蘭・観葉植物・雑貨
- □ 全国発送・市内デリバリーサービス
- □ 花教室



フローラルコンチェルト花吉
〒321-0933 栃木県宇都宮市簗瀬町1865-1 Calmare宇都宮 1F北口正面
ご予約ダイヤル TEL 028-632-8787 FAX 028-632-8831
OPEN ▶ A.M10:00-P.M7:00

●ビジネススケジュール● 宇都宮商工会議所カレンダー 2007 2月～3月 如月―弥生

日	月	火	水	木	金	土
2月11 第179回珠算検定、第84回暗算検定、第89回段位認定試験 建国記念の日	12 振替休日	13 法律相談	14	15 電子入札説明会	16 発明相談 企業財務セミナー	17 日商ＰＣ検定試験（1級）
18 日商ＰＣ検定試験（1級） 旧正月	19 雨水	20 「ｅ－天地人」配信	21 第34回販売士検定試験（1級）、第59回販売士検定試験（3級）	22 ふれあい共済等口座引落日 産学官連携マッチング相談	23	24
25 第115回簿記検定試験（2級～4級）	26 M&A電話相談会	27 環境衛生部会セミナー	28	3月1	2 発明相談	3 ひな祭
4	5 「ｅ－天地人」配信	6 啓蟄	7 商業小売部会・宇都宮市商店街連盟合同視察研修会 納税相談	8 女性部正副会長・正副常任理事会議 ふれあい共済等窓口入金締日 納税相談	9 発明相談	10
11	12	13 法律相談	14	15	16 発明相談 新入社員講習会	17

しもつけ歳時記

二月十一日　録事尊の大祭（鹿沼市下粕尾）

旧粟野町下粕尾の常楽寺で行われる大祭。録事尊とは、鎌倉時代の名医といわれた中野智元を祀ったもの。旅先で後鳥羽天皇の病を治したことから朝廷より録事法眼の号を賜った。また、粕尾で雷神の病を治したとのいい伝えから智元の名前を唱えれば雷が立ち去ると信仰された。この日は本堂で護摩焚きが行われ、雷除けの御札が配られる。名医を祀ることから病平癒に訪れる人も多い。

三月四～五日　板荷のアンバ様（鹿沼市板荷）

板荷とは鹿沼市の北西に位置する山村。アンバ様とは、同地内にある大杉神社の呼び名を指す。本来、大杉神社は海の神様であるが、本県のような内陸部では、水神や悪疫退散の神として信仰されてきた。祭礼は神社境内にある日枝神社に安置されている神輿を担ぎ、悪疫退散を願って村中を練り歩くもの。大天狗と小天狗に扮した氏子が、庭先から草鞋のまま各戸におどりこみ、「アバ（阿波）大杉大明神、悪魔を払ってヨイのヨイ」と言いながらお祓いをする。





大切な方への贈り物

plaisir
HACHINOJO
food・wine
Tel 028-639-8639

ご用意しております



こんにちは！経営サポート隊です②

会社経営の強い味方「経営サポート隊」。その隊員たちをご紹介します。

個人力とそのネットワークを信じて動いています。

当事務所は「そこに居る人がいい気分になる空間創り」をモットーとし、建築設計監理業務のみならず、漠然とした問題を解決に導くための空間提案から家具選定等、空間に関わる全てを業務内容としています。

代表である私は宇都宮に生れ、都内大学、建築設計事務所、雑誌編集、インテリア事務所、そして市内建築設計事務所にて空間デザインとその周辺に携わり、ロンドン美術大学院を経て昨年ようやくこの地に定着しました。

サポート内容

○働く環境デザイン

オフィスは企業の顔であることはもちろん、顧客をもてなしながら企業姿勢を言わずとも感じられる場です。さらには、それを支えるスタッフがやる気を持って仕事に携わる場でもあります。思うように働いてくれないとスタッフの所為にするのではなく、働く気になる空間を用意してあげては。就職先選びも職場の雰囲気を重視する時代です。

○店舗空間デザイン

人がお店に行くのは物を買うだけでなく、人・こだわり等を含めた雰囲気を味わうためです。その店オリジナルへの「共感」を誘う全体的雰囲気デザインを。

○不動産物件デザイン

築年数で不動産価値と入居率の下がってしまうやり方でなく、経年で下がらない価値の(再)設定を。

○検討用企画提案書類作成

どうせやるなら後悔しないようにやるべきです。ひとまずはそのための検討材料を。

個人力とそのネットワークを信じて動いています。よろしくお願いいたします。



空間プロデュース ビルススタジオ
代表 **塩田 大成**

経営サポート隊にて「人事・賃金・労務」「人材育成・人材活用」および「環境安全対策」支援を行っております。有限会社エファ 代表取締役の菊地理恵です。

弊社は、21世紀を迎え過去の経験や常識が通用しない現在の企業経営環境において、地域に根ざしてがんばる企業経営者が力強く成長を進めていくために、大資本に負けない組織力、人財力を持つための経営戦略を提案していくことを使命とし、活動しています。

弊社の活動により培ったノウハウを皆様のお役に立て、地域発展のために大きく貢献していくため、今回経営サポート隊のなかでも数多くの項目で支援させていただいています。

人と人との出会いは、「一瞬早くもなく、一瞬遅くもなく」ベストなタイミングで訪れるものといいます。

経営者と従業員、企業と社員も「出会うべくして出会った」ととらえると、その企業の成長は、まさに「人財力」にかかっているといっても過言ではありません。

弊社の得意とする「組織・人財強化」「社員研修」をはじめ、経営サポート隊員としての使命を的確に受け止め、企業の資本力や知名度よりも経営姿勢がその企業の真価を決めるこの時代の中で、皆様の企業発展に少しでもお役に立てれば幸いです。

今後ともよろしくお願いいたします。



有限会社エファ
代表取締役 **菊地 理恵**

「人財力」を生かした経営をお手伝いします。

経営サポート隊のお問い合わせは
経営支援課
☎637-3131

庭も、リビングの延長として活用すれば、ぐんと広がりをみせ、家族や友人との大切な時間をもっともっと楽しめそう。





ガーデニングトータル設計・施工
（外構・植栽・芝張り・ウッドデッキ・エクステリアetc）
ガーデンコーディネーター（日本園芸協会認定） 小杉三千男 一級土木施工管理技士 一級造園施工管理技士
ガーデンアート こすぎ
有限会社 ガーデンアートこすぎ ショールーム：宇都宮市上戸祭4-3-5
E-mail garden@snow.ucatv.ne.jp
TEL.028-624-7658 FAX.028-624-7689
自宅庭をガーデンショールームとしてオープンいたしております。※ショールームオープン日／土・日・祝日AM10:00

税務署からのお知らせ

～確定申告書はお早めに郵送などで提出を～

所得税の確定申告の受付は2月16日(金)から、また贈与税の申告の受付は2月1日(木)からです。いずれも申告と納税は3月15日(木)までです。なお、個人事業者の消費税の申告と納税は4月2日(月)までです。

申告書の作成は、e-Taxを利用すると便利です。自宅やオフィスからインターネットを利用して申告や納税を行うことができます。アドレスは、http://www.e-tax.nta.go.jpです。

問合せ 宇都宮税務署 ☎621-2151

初級簿記講座開講のご案内

～商業簿記の基本から日商簿記3級程度まで～

【期間】4月10日(火)～8月10日(金) 午後6時30分～8時30分 原則毎週火・金曜日 講義回数34回

【会場】当所2階大会議室(栃木県産業会館内)

【講師】栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭

【受講料】12000円(テキスト代含む)

【定員】50名(先着順)

【受講資格】市内在住、または市内の事業所に勤務する方(学生は除く)

【申込み】本誌折込チラシにある申込書に必要事項を記入の上、直接窓口へお申込みください。(代理人の方の窓口受付はお受けしますが、電話・郵送・FAX等の申し込みはお受けできません)

【申込開始】2月19日(月)から受付を開始します。

【主催】宇都宮商工会議所

【後援】宇都宮市

問合せ 経営支援課 ☎637-3131



お詫び

天地人1月10日号(VOL.520)のインフォメーション「栃木県最低賃金」の内容の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

【誤】一般機械器具製造業1時間765円
【正】一般機械器具製造業1時間756円

【追加】電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金1時間756円

「宇都宮おもてなしBOOK」だより⑦



平成18年の最後の出前講座は11月28日の宮の原中学校でした。中学校の生徒さん達からたくさんのメッセージをいただき、委員会一同おもてなしの心が伝わったと実感しております。

12月3日は「出張！ なんでも鑑定団イン宇都宮」の会場でおもてなしBOOKを販売しました。

「これは、何ですか？」「どんな本ですか？」などの質問を受けました。おもてなしブックを通して、もっともっと宇都宮を知って欲しいと願うばかりです。

「おもてなしBOOK」は

○おもてなし実用編
○おもてなし虎の巻
○おもてなしマップ

から成り立っています。

おもてなし虎の巻には、

○おもてなし歴史編
○おもてなしまちづくり編
○おもてなしこまったときの情報箱

があります。

3月には、いよいよ宇都宮城がよみがえります。自分たちの街をもっと知って、宇都宮の歴史やまちづくりを知り、少しでも自分たちの住む街に興味を持ち、一人ひとりが宇都宮人として誇りを持ってお客様をお迎えするために、ぜひ、「おもてなしBOOK」をご活用ください。

おもてなしワンポイント 「名所のスタート」は旅行者の口コミから＝海を越えたお客様へ

後編記集

今月の巻頭特集は「平成19年度税制改正のポイント」です。毎年のことですが、そのたびに従業員教育や専門家への相談など、経営者にとって頭を悩ませるものです。さらに19年度は従業員から見ても「定率減税の廃止」や「国から地方自治体への税源移譲」など大きなトピックスがあります。「税のゆくえ」についてもっと関心を持たないといけませんね。

天地人 題字：藤井 清 名誉会頭 揮毫

vol.521 平成19年2月10日発行
発行所 宇都宮商工会議所
〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
☎028-637-3131 FAX028-634-8694
http://www.u-cci.or.jp
編集発行人 野澤不二夫
編集・制作 有限会社 随想舎

©宇都宮商工会議所
本紙記事・写真・イラストなどの無断転載を禁じます。

〈天地人＝由来〉
「天に星、地に花、人に愛」を採用し、「天」を二荒山神社、「地」を宇都宮城、「人」を市民の和になぞらえて宇都宮の豊かな自然環境、歴史的風土を考察して名づけました。



M&Aサービス
（事業承継相談サービス）



事業承継問題でお悩みの社長様

後継者問題を解決します。

樋口会計 M&A情報センター
宇都宮市北一の沢町16番地7号 TEL 028-622-0135
メール無料相談 htax@alto.ocn.ne.jp（秘密厳守）

[広告]企画・制作　レザール広告事務所

人と企業の架け橋となる 出向・移籍による 労働移動のサポーター

人材で困ったら、まず相談。事業主の強い味方「産業雇用安定センター」



（財）産業雇用安定センターでは、経済・産業団体、厚生労働省との密接な連携の下「失業なき労働移動」の課題に積極的に取り組み、出向・移籍・転職のさまざまな支援事業を無料で行っています。

基幹となっているのは「出向・移籍支援事業」。人材の受け入れや送出を希望する企業から人材情報の登録を受け、受入企業及び送出企業に対し最適な人材情報の提供・紹介を行う事業で、全国に地方事務所を設置し、全国ネットを通じて出向・移籍（転籍）についての相談、人材情報の収集・提供を行うほか、インターネットによる人材情報の提供も行っています。

また、不良債権処理の影響により、離職を余儀なくされる方々のための総合的再就職支援対策「雇用再生集中支援事業」では、雇用調整方針の対象となった方に、個別の求人開拓や職業訓練、職場体験などを実施し、早期再就職のお手伝いをしています。

この他に安価な料金で受講できる有料セミナー事業では「再就職支援セミナー」「キャリアデザインセミナー」「人事労務管理セミナー」のほか、企業側のニーズでプランを決定する「フリーデザイン型セミナー」を設定。社員の資質向上、職業人意識の向上、新入社員教育等を支援します。ほかにも「不良債権処理就業支援特別奨励金」等の各種奨励金の受付など、活動内容は実に多彩。詳しくは同センターにお問い合わせ下さい。

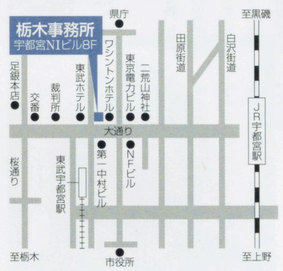

相談無料

財団法人
産業雇用安定センター
栃木事務所
〒320-0033
宇都宮市本町4-15　宇都宮NIビル8F
TEL **028-623-6181**
FAX **028-650-4143**
http://www.sangyokoyo.or.jp/

StudioGreenBlue
www.greenblue.jp



小島　光晴
Kojima Mituharu
×
小林　亙
Kobayashi Wataru

小野里建築設計アトリエ
www.shinonozato.com



小野里　信
Onozato Shin

STUDIO POH
www.poh.jp



星　裕之
Hoshi Hiroyuki

建築家による作品展示

DESIGN・空間 展

— 自分スタイルの「家」みつけてみませんか？ —

モダンデザインを得意とする30代の若手建築家3組による「様々なスタイルの家」を、完成写真、大きな立体模型、家が実現するまでのアイディアの過程などでご紹介します。住宅展示場では決して見ることのできない、住まい手の個性や敷地環境を活かした空間やデザインが体験できるはずです。
会場内では、それぞれの建築家が、皆様の家づくりの相談にも応じます。ぜひお気軽にお声をかけてください。皆様のご来場お待ちしております。

会期　2007年 2月 22日(木) ～ 2月 26日(月)　※入場無料
時間　10:00 ～ 17:00（22日は12:00から）（26日は16:00まで）
会場　栃木県総合文化センター 第2ギャラリー
TEL:028-643-1000（代表）

お問い合わせ／DESIGN・空間展事務局（担当：藤田）TEL：028-624-2560（STUDIO POH 内）MAIL：info@poh.jp

古の街並みを彩る桃の節供 「おひなさま」をめぐるタウンウォーク



春の訪れを告げる「桃の節供」。ひなまつりは、上古の時代から子どもの健やかな成長を願う行事として今日まで続けてこられました。ひなまつりの起源は中国古代のけがれを祓う風俗であり、これが日本に渡って、我が国固有の祓いの信仰と習合したものです。

ひな人形は祓いの際、身体のけがれを移す人形（ひとがた）が発展したもので、初めは宮中や公家、大名家の風習として広まりました。ひなまつりとして庶民に定着したのは江戸時代になってからのこと。幕府が定めた五節句のひとつ端午の節供が男児の祭りであることに対し、桃の節句を女児の祭りとしたことが庶民に受け入れられたと考えられます。

ひな段が始まったのは元禄時代ごろ。時代をおうごとに華麗になり、裕福な商家では嫁に行った娘に女児が生まれると、そのお祝いに「おひなさま」を贈るようになりました。そこには、どの時代になっても我が子を思う温かい親の愛情が感じられます。

その「おひなさま」が、今、時代を超えて一般に公開されるようになりました。今号では、県内で「おひなさま」に出会える街角を紹介します。

日光鉢石宿のおひなさま〔日光市（日光）〕

日光駅から、東照宮がある西参道までの通り沿いの商店や個人宅約150軒にひな人形が飾られる。目印は杉の枝や案内板。「おひなさま」は古いものから新しいものまでさまざまだ。江戸時代の面影を残す鉢石宿（はついしじゅく）をゆっくり歩けば、もうひとつの日光が見つかるはず。



●期間　2月15日(木)～3月4日(日)
●場所　日光駅～神橋～田母沢御用邸周辺
●問い合わせ　(社)日光観光協会
☎0288-54-2496

とちぎの雛まつり〔栃木市〕

テーマは「来たけ・見たけ・食ったけとちぎの雛まつり－とちぎでうっとり姫気分」。蔵の街を着物で歩くと特典がある着物Day（2月毎日曜日・3月3日〈土〉）、そして最終日の3月3日午前10時からは、巴波川におひなさまを流す「流し雛」などイベントが盛りだくさん。期間中は、街のここそこで「おひなさま」が展開されている。

●期間　2月4日(日)～3月3日(土)
●場所　蔵の街大通り、みつわ通り周辺
●問い合わせ　栃木市観光協会
☎0282-25-2356

氏家雛めぐり〔さくら市（氏家）〕

氏家の旧市街地を舞台に、約80軒のお飾り処で「おひなさま」を見ることができる。情緒溢れる街並みを散策すれば新しい発見も。特に古香庵コレクションは素晴らしいの一言。家中に明治から平成までの「おひなさま」が展示されている。古民具の展示館 杢魄舎うじいえにもぜひお立ち寄りを。

●期間　2月10日(土)～3月11日(日)
●会場　氏家旧市街地
●問い合わせ　さくら市商工観光課
☎028-681-1127

旧篠原家住宅「雛人形・打ち掛け特別公開」〔宇都宮市〕

10年来毎年行われているが、今年は明治から昭和にかけて篠原家で実際に飾られていたお雛様が3組公開される。7段飾りの豪華なものから、珍しい立ち雛など。また篠原家に残されている打ち掛けも同時に公開。併せて「四季の布遊び」「ちりめん細工と遊ぶおばあちゃん・80歳」の展示も行われる。

●期間　2月4日(日)～3月3日(土)
●会場　旧篠原家住宅
●問い合わせ　旧篠原家住宅
☎028-624-2200



宇都宮商工会議所会報 天地人
平成19年2月10日（毎月10日発行）
昭和43年4月11日第三種郵便物認可

事業主の皆様へ

改正高年齢者雇用安定法が
平成18年4月1日に施行され

65歳までの雇用確保が段階的に義務づけられました。

平成19年4月1日から63歳以上の義務化

対象となる事業所

65歳未満の定年を定めているすべての事業所

65歳までの雇用確保措置の制度導入はお済みですか?

※制度導入により助成金の対象となる場合があります。

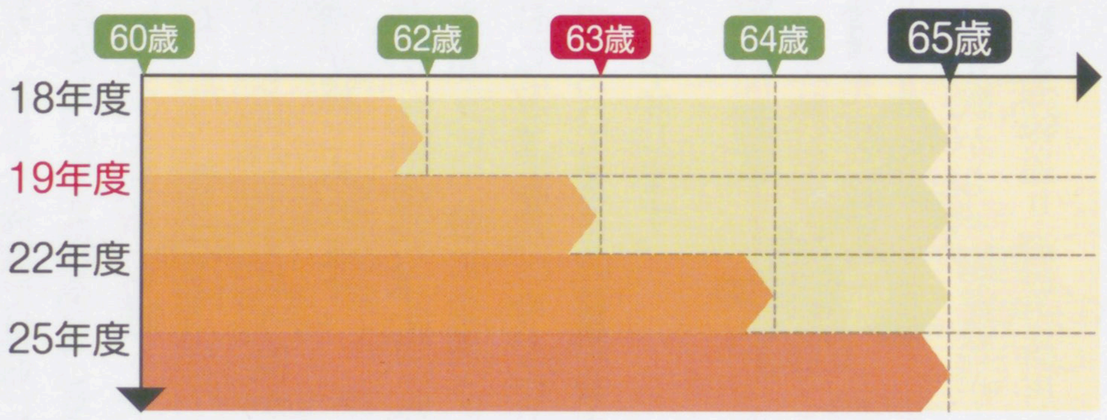

改正高年齢者雇用安定法 施行による65歳までの雇用確保措置には 3つの方法があります

対象となる事業所はいづれかの措置をとらなければなりません。

1. 65歳までの定年の引き上げ
2. 65歳までの継続雇用制度の導入
   ・再雇用制度 ・勤務延長制度
3. 定年制の廃止



商工会議所がサポートします

事業主の皆様の?にお答えします。

65歳までの雇用確保措置などに関する
高年齢者雇用アドバイザーによる

個別相談を随時受付中!

経費は不要です。ぜひご利用下さい。

宇都宮商工会議所の支援対象企業の状況

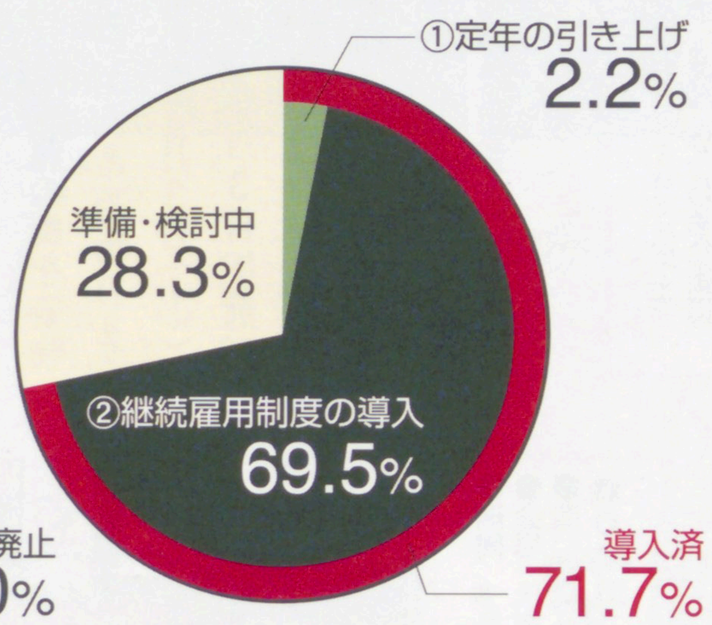

65歳までの雇用確保措置 **導入済** の企業が
全体の**71.7%**という結果になりました。
※平成18年9月30日現在　支援対象企業127社

個別相談に関するお申し込み
お問い合わせ・資料のご請求は
宇都宮商工会議所産業環境課
☎028-637-3131

発行所 宇都宮商工会議所　編集兼発行人 野澤不二夫
〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
TEL 028-637-3131
FAX 028-634-8694
http://www.u-cci.or.jp
定価150円

税制改正・中小企業予算で大きな成果

商工会議所の要望実現

「平成19年度与党税制改正大綱」および「平成19年度政府予算案」が昨年12月、それぞれ決定された。日本商工会議所は9月以降、「平成19年度税制改正に関する要望」「平成19年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」などを、政府・与党など関係各方面に提出。各地商工会議所と連携し、積極的な要望活動を展開してきた。その結果、9月に発足した安倍政権が掲げる「成長なくして財政再建なし」の理念を反映し、わが国経済全体の活性化の観点から与党税制改正大綱や政府予算案が取りまとめられ、特に中小企業の経営基盤の強化を図る項目の多くが実現されることとなった。

留保金課税の撤廃など 中小企業税制が拡充

昨年9月に発足した安倍政権は「成長重視」「中小企業重視」を掲げ、税制・予算などの重要政策の方針として経済活性化を明示。その結果、今回の税制改正では、商工会議所の要望項目の多くが実現した。

昭和29年の制度創設以来、商工会議所が50年来要望を続けてきた「中小同族会社に対する留保金課税の撤廃」をはじめ、「減価償却制度の抜本的見直し」「事業承継税制の拡充」「特殊支配同族会社の損金算入制限措置の見直し」など、中小企業の税負担を軽減し、財務基盤の強化、設備投資の促進、事業承継の円滑化を促す改正が行われた。

中小企業の声を反映した 要望取りまとめる

日本商工会議所は、全国各地の520商工会議所を通じて全国145万会員の声を集約。その声を小委員会・特別委員会などにおいて検討し、要望・意見書をとりまとめた上で、政府・与党などに提出し、その実現に向けた要望・陳情活動を全国的に繰り広げている。

税制・政府予算に対しては、9月に「平成19年度税制改正に関する要望」「平成19年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」を提出。さらに、地域間格差是正を求める「幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する要望」を10月に取りまとめた。

また、9月下旬に発足した安倍政権に対し、全国の中小企業の声を政策に反映させるべく、10月に、「安倍新内閣に望む」「経済産業大臣に対する要望」を提出した。

全国の商工会議所 一丸となって陳情

商工会議所会員の声を反映した要望の実現に向けて、日商の山口信夫会頭をはじめ、全国各地の商工会議所会頭らが一丸となって、政府・与党幹部、地元選出の国会議員に対し、積極的な要望・陳情活動を展開した。

山口会頭は、新政権発足後、安倍晋三内閣総理大臣をはじめ、尾身幸次財務大臣、塩崎恭久内閣官房長官、冬柴鐵三国土交通大臣、自由民主党の中川秀直幹事長、中川昭一政務調査会長、津島雄二税制調査会長、石原伸晃道路調査会長ら政府・与党要人を直接訪問。商工会議所要望の実現を強力に求めた。

さらに、全国各地の商工会議所では、各地元において国会議員に対し、会頭・役員らが中小企業の声を強く訴えた。

また、税制・政府予算案の検討が進む中、「尾身財務大臣との懇談会」「甘利経済産業大臣との懇談会」「公明党との懇談会」においても、日商会頭・副会頭を中心に、商工会議所要望の実現を要請した。このほか、中小企業の生の声を直接伝える財務省ヒアリングでは、商工会議所会員がその実情を訴えた。

商工会議所要望を 政府・与党が重視

これら全国各地の商工会議所の要望活動を背景に、自民党経済産業部会（平井たくや部会長、小林温専任部会長）、中小企業調査会（野田毅会長）、経済活性化税制議員連盟（金子一義会長）などで、商工会議所が強く訴えてきた要望項目が、それぞれの決議などの中に盛り込まれた。

これらを受け、11月末から12月中旬にかけて、自民党税制調査会（津島雄二会長、町村信孝小委員長）が開かれ、各部会からの税制改正要望が審議された。審議の際、経済産業部会をはじめ、多くの国会議員から商工会議所要望について発言があった。

最終的には、全国の商工会議所が一丸となって展開した要望活動により政府・与党の国会議員の理解を得られた。その結果、12月14日に取りまとめられた「平成19年度与党税制改正大綱」で、留保金課税の撤廃など、中小企業の競争力強化を図るための税制改正が実現した。

事業承継税制のあり方を 総合的に検討

なお、商工会議所にとって年来の懸案事項である「包括的な事業承継税制の確立」については、今回の税制改正大綱の検討事項として、「事業承継税制の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する」と位置付けられた。これを受け、今後、自民党経済産業部会の下に事業承継小委員会（仮称）が設置され、本格的な検討が行われる予定になっている。

税制改正については、日商ホームページ（http://www.jcci.or.jp/zeisei/H19zeisei.html）でも紹介している。

平成19年度中小予算大幅増

全体で1625億円に

平成19年度中小企業対策予算は、経済産業省分が1245億円、政府全体で1625億円となった。ほかの予算項目が対前年比で減少する中、それぞれ41億円増、9億円増となっている。中小企業対策費のこれほどの増額は平成10年度以来、ほぼ10年ぶりのことである。

日本商工会議所・各地商工会議所の要望活動

※□内は、政府・与党の動き

18年

9月　「平成19年度税制改正に関する要望」および「平成19年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」を政府・与党等に提出

10月～　「安倍新内閣に望む」を政府・与党等に提出
「幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する要望」を政府・与党等に提出
「経済産業大臣に対する要望」を政府・与党等に提出
山口会頭が総理大臣はじめ政府・与党要人に個別要望

11月～　自民党経済産業部会、中小企業調査会、経済活性化税制議員連盟等で意見陳述
財務省ヒアリングで意見陳述
尾身財務大臣、甘利経済産業大臣との懇談会で要望
公明党との懇談会で要望
与党経済産業部会・税制調査会等幹部に個別要望
（各地商工会議所）地元国会議員に個別要望

12月　□自民党経済産業部会が部会要望を決議
□自民党税制調査会で各部会要望を審議。与党は14日に「平成19年度税制改正大綱」を決定
□自民党中小企業調査会で要望を決議。政府は24日に「平成19年度政府予算案」を閣議決定

平成19年度与党税制改正大綱のポイント

◆中小企業等の競争力・成長力の強化

①財務基盤の強化
- ○中小同族会社に対する留保金課税の撤廃
- ○エンジェル税制の拡充

②設備投資の促進
- ○減価償却制度の抜本的見直し（残存価額・償却可能限度額の廃止、法定耐用年数の見直し等）
- ○中小企業等基盤強化税制の延長
- ○中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置
- ○中小企業におけるリース取引の会計処理・税制上の取扱いの維持

③事業承継の円滑化
- ○種類株式の評価方法の明確化
- ○相続時精算課税制度の拡充
- ○事業承継税制のあり方の総合的な検討（平成19年より）

④経営支援の強化
- ○特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し
- ○環境税の導入見送り
- ○適格退職年金から特定退職金共済への非課税移換等

◆地域経済の活性化
- ○地域産業活性化支援税制の創設
- ○幹線道路網の早期整備および道路特定財源の見直し
- ○特定資産の買換に係る特例措置の延長
- ○住宅税制の拡充

◆経済社会の変化への対応
- ○政策金融改革に伴う所要の税制措置（登録免許税の軽減措置等）
- ○少子化対策・子育て支援のための税制の充実
- ○上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置の延長等
- ○寄付金税制の充実
- ○行政機関への電子申告・申請の推進
- ○税体系の抜本的改革の検討（平成19年秋以降）

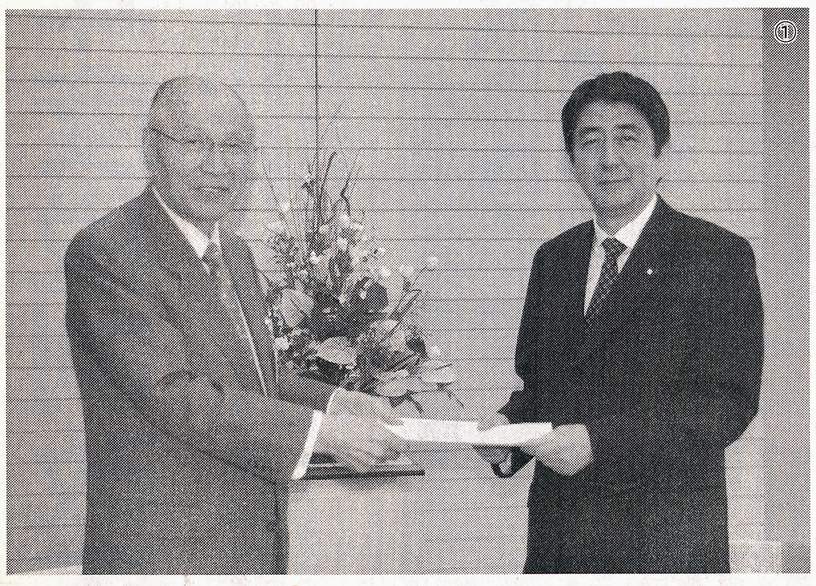

精力的な陳情活動を展開

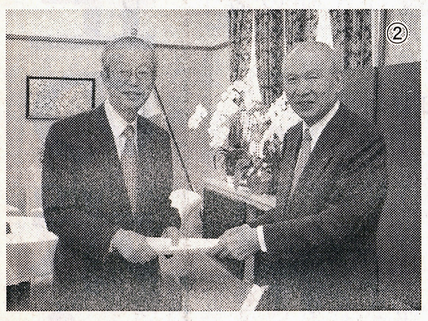

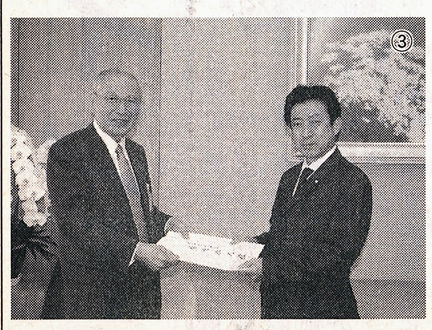

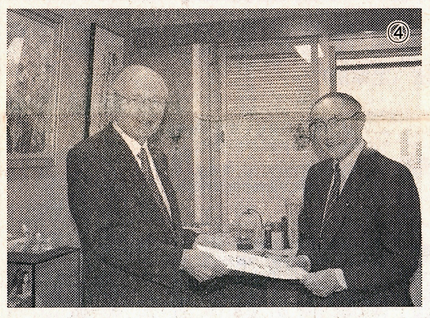



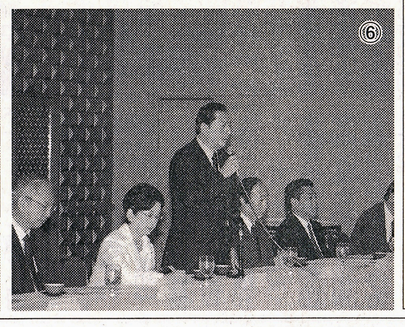

日商の山口会頭は、安倍首相①をはじめ、尾身財務大臣②、塩崎官房長官③、津島自民党税調会長④ら政府・与党幹部に税制・中小予算について要望。甘利経済産業大臣⑤や公明党との懇談会⑥でも、その実現を訴えた

商工会議所は 地域と中小企業が抱える問題を 解決します

あなたの声が世の中を動かす

商工会議所は、地域と中小企業の意見を政策に反映させる要望活動を行っています。

税制・中小企業対策・まちづくり問題をはじめ、一つの企業のみでは動かせない課題について会員企業の声を集約し、実現に向け国や地方自治体に要望・提言をしています。

全国520商工会議所145万会員の力の結集により、これまでも大きな成果をあげています。



日本商工会議所・各地商工会議所
http://www.jcci.or.jp/

地域経済と雇用を支える

中小企業者の声

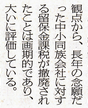

日本綜合サービス株式会社
社長 山本貞雄氏

中小企業は、新事業展開や設備・教育投資を行う際の原資を確保するとともに、顧客ニーズの変化や制度改正など外部環境の大きな変化に対応できるよう、絶えず安定的収益力の確保に努めやすくする、といった中小企業税制の充実を図るなど、引き続き、長年の懸案であった事業承継税制についても、一歩一歩着実に前進していただくよう期待している。

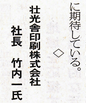

社会印刷株式会社
社長 竹内一民氏

減価償却制度については、現行の定率法を維持するとともに、償却可能限度額の廃止、償却率の見直しなど、中小企業の設備投資を促進する制度を創設していただきたい。

また、事業承継税制については、現行の制度では、相続税の納税猶予を受けた後に、事業を廃止した場合、猶予された税金を全額納付しなければならないが、事業を廃止した場合でも、一定の条件を満たせば、猶予された税金の一部を免除するなど、事業承継税制の一層の拡充を図っていただきたい。

中小企業の活力強化について

日本商工会議所 会頭 山口信夫

中小企業は、我が国の経済の基盤を支えるとともに、地域社会の重要な担い手として、雇用の維持・拡大や、地域の伝統文化の継承など、地域経済の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、中小企業を取り巻く経営環境は、原油価格の高騰や、人口減少社会の到来など、厳しさを増しており、中小企業の活力強化は、我が国の持続的かつ安定した発展のためにも、喫緊の課題である。

こうした認識のもと、日本商工会議所では、中小企業の活力強化を最重要課題と位置付け、昨年来、政府・与党に対して、税制改正や予算措置などを強く要望してきた。

今回の税制改正では、中小企業の設備投資を促進するための減価償却制度の見直しや、事業承継税制の拡充など、中小企業の活力強化に資する措置が講じられることとなり、大いに評価している。

また、特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制度の見直しなど、中小企業の成長発展を阻害する制度が是正されることも、歓迎したい。

今後とも、中小企業の活力強化に向けて、税制改正や予算措置などを通じて、積極的な取り組みを行っていく。

1 中小企業等の競争力・成長力の強化

財務基盤の強化

中小同族会社に対する課税の適正化・撤廃

今回の税制改正において、最大の注目を集めたのは、中小企業関係税制である。

中小企業関係税制の最大の目的は、雇用の維持・拡大の観点から、新規事業展開や設備投資、あるいは人材の育成などを積極的に行う、中小企業の成長発展を後押しすることにあるが、資本金1億円以下の同族会社は中小同族会社とされ、課税の特例措置が講じられている。

中小同族会社に対する課税の特例措置は、株主の過半数が経営者の親族などにとどまる同族会社が対象で、所得から法人税等や社宅費、留保金額などを控除した、残った所得金額に対して、最大10％の税率で課税される留保金課税制度が導入されており、昭和40年に同制度が導入されて以来、同制度は、行為計算否認規定とともに、個人株主の所得税の負担回避を防止する観点から、中小同族会社の税負担を実質的に強化する役割を果たしてきた。

しかしながら、今日では、中小企業の資金調達手段の多様化や、株式市場の整備などにより、同制度の当初の目的は概ね達成されたと考えられることから、今回の改正により、同制度は廃止されることとなった。

エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の創出・育成を図るため、エンジェル税制が拡充される。

エンジェル税制とは、ベンチャー企業の設立期に、資金を投資した個人投資家が、ベンチャー企業への投資にリスクマネーとして投資した場合、税制上の優遇措置が講じられる制度で、平成9年度に創設された。対象となるベンチャー企業（設立10年以内の中小企業、試験研究費等が売上高に占める割合が一定以上など）に投資した場合、投資額の一定割合を、その年の株式譲渡益から控除できる制度（エンジェル税制（1））と、投資額を全額、その年の給与所得から控除できる制度（エンジェル税制（2））がある。（図2）

今回の改正では、投資から売却までの期間要件を1年間延長する（2年未満→3年未満）ことにより、ベンチャー企業への投資にリスクマネーとして投資した場合、同制度の適用が維持されることとなった。

また、対象企業の条件が、「設立時」から「株式公開時」だけでなく、サービス・ものづくり小規模ベンチャー企業の「成長発展時」にも拡大されるなど、制度の使い勝手が改善されることとなった。

経営支援の強化

特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制度の見直し

18年度税制改正で導入された、「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制度」は、一部の同族会社の役員給与の損金算入を制限するものであるが、この制度の適用除外となる基準（所得（法人所得と社会給与の合計額）の20％相当額）について、今年4月1日以後に開始する事業年度から、この制度の適用除外となる基準（所得（法人所得と社会給与の合計額）の25％相当額）に引き上げられることとなった。

ただし、制度見直しに伴い、基準所得が100万円以下の場合は、3000万円以下で長給与が基準所得の25％以下であれば、適用除外となる。

特定退職金から特定退職金共済への非課税移換等

2年3月末で廃止される適格退職年金から特定退職金共済制度（特定共）への移換等を行う場合、移換時に発生する退職金に対する所得税・住民税の課税を繰り延べる措置が講じられた。

また、特定共の掛金についても、全額損金算入とされるなど、税制上の優遇措置が講じられている。

特定共は、多くの商工会議所や商工会が、会員企業の福利厚生制度として、取扱いを行っており、今回の改正により、適格退職年金から特定共への移換が促進されることが期待される。

特定資産の買換に係る特例措置の延長

取得後10年を超える事業用の土地・建物・機械装置等への買換を行った場合に、譲渡益の80％に対する課税を繰り延べる特例措置が2年間延長された。

この特例の適用が受けられる、「特定の地域」については、「税率一律20％の分離課税となる株等の譲渡益」が廃止されたことに伴い

中小企業予算増加　個別企業に役立つ支援策が充実

平成19年度政府予算案の増額、都道府県の措置などにより、中小企業支援策が創設、拡充される。身近に使えるいくつかの施策を紹介する。

「中小企業地域資源活用プログラム」が創設

近年、地域間格差の拡大が懸念される中、地域がそれぞれの強みを生かして自立的・持続的な成長を実現していくことが求められている。こうした状況を踏まえ、来年度、中小企業庁は、特色ある地域資源を活用した創意ある取り組みを総合的に支援する制度として「中小企業地域資源活用プログラム」（19年度予算案101・3億円）を新たに創設する。具体的には、今後「中小企業地域資源活用促進法（仮称）」を制定し、同法の認定を受けた中小企業などに対して、試作品開発や展示会出展などに係る費用を補助する「売れる商品づくり支援事業」（同30・0億円）や、マーケティングなどの専門家による継続的なアドバイスを提供する「ハンズオン支援事業」（同20・3億円）などの補助金に加え、設備投資減税・低利融資などの各種支援措置を設ける。

また、認定の有無にかかわらず、地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動などに対する支援（同11・8億円）をはじめ、地域資源を活用するための大学などと連携した研究開発を支援する「地域資源活用型研究開発事業」（同19・6億円）や、地域資源を活用した商品の販路開拓などに地域一体で取り組む組合などに対し、展示会出展などの費用の一部を補助する「地域資源活用販路開拓支援事業」（同11・3億円）などの支援も行われる。

地域を応援する関連施策の積極的な活用を

中小企業庁では、関係省とも連携して左記の2事例のような地域産業発展の核となる事業を5年間で1000創出することを掲げている。今後、中小企業や各団体では、これらの施策の積極的な活用を通じて域外市場、さらには海外市場も視野に入れた活発な事業展開や地域資源の価値向上を図り、地域・中小企業の自立的発展を目指すことが期待される。

詳細は、J－Net21中小企業ビジネス支援サイト（http://j-net21.smrj.go.jp/knowledge/shigen/index.html）参照。

事例



特色ある地域資源を活用・開発した新商品。左はコラーゲン加工食品（留萌）、右はオリジナルタオル（今治）

現在も、地域資源の重要性に着目し、地域の強みを生かした中小企業による新たな動きが見られる。例えば、北海道留萌市の水産会社では、大学や公設試験研究機関との連携により、水産廃棄物である鮭皮からコラーゲンを抽出・精製する技術を実用化し、化粧品、食品、試薬品など向けに加工販売を行い、好評を得ている。また、愛媛県今治市のタオルメーカーでは、風力発電を利用することで環境に配慮した品質・デザイン性に優れたオリジナルタオルを開発、欧米で高い評価を得るなど、事業の拡大に成功している。

モノづくり中小企業に対する支援措置も大幅拡充

ものづくり分野では、昨年6月に施行された「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、高度部材・基盤技術を支えるモノづくり中小企業などの研究開発を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」が大幅に拡充（18年度予算64・0億円→19年度予算案93・6億円）された。ちなみに、同事業について、本年度はこれまで323件の申請の中から、金型・鋳造・メッキなどさまざまな技術分野から合計80件の研究開発計画が採択されており、今後、モノづくり中小企業などによる積極的な活用が期待される。

詳細は、中小企業庁ホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html）参照。

〝地域発世界へ〟を支援

JAPANブランド育成支援事業

「JAPANブランド育成支援事業」は、地域が一丸となって地域の特性を生かした製品などを国内外の市場に通用する「JAPANブランド」として育成する取り組みを総合的に支援するもの。事業の開始から3年目となる18年度から、2つの事業を段階的に支援している。研修会・セミナーの開催などブランドコンセプトやブランド戦略の策定に必要な取り組みを支援する「戦略策定支援事業」（定額補助：上限500万円）と、マーケットリサーチ、デザイナーなど専門家の招へい、試作品開発、展示会出展など、国内外で通用するブランド力の確立に向け最大3年間にわたって支援する「ブランド確立支援事業」（3分の2補助、補助金上限2000万円）がある。

実施されているプロジェクトのうち、商工会議所が実施主体であるプロジェクトは、戦略策定支援事業12件、ブランド確立支援事業27件（新規分5件、継続分22件）となっている。

詳細は、ホームページ（http://www.jcci.or.jp/mono/JB.html）参照。

事例

「桐を中心とした加茂木工ブランドの海外市場販路確立プロジェクト」

（加茂商工会議所・新潟）

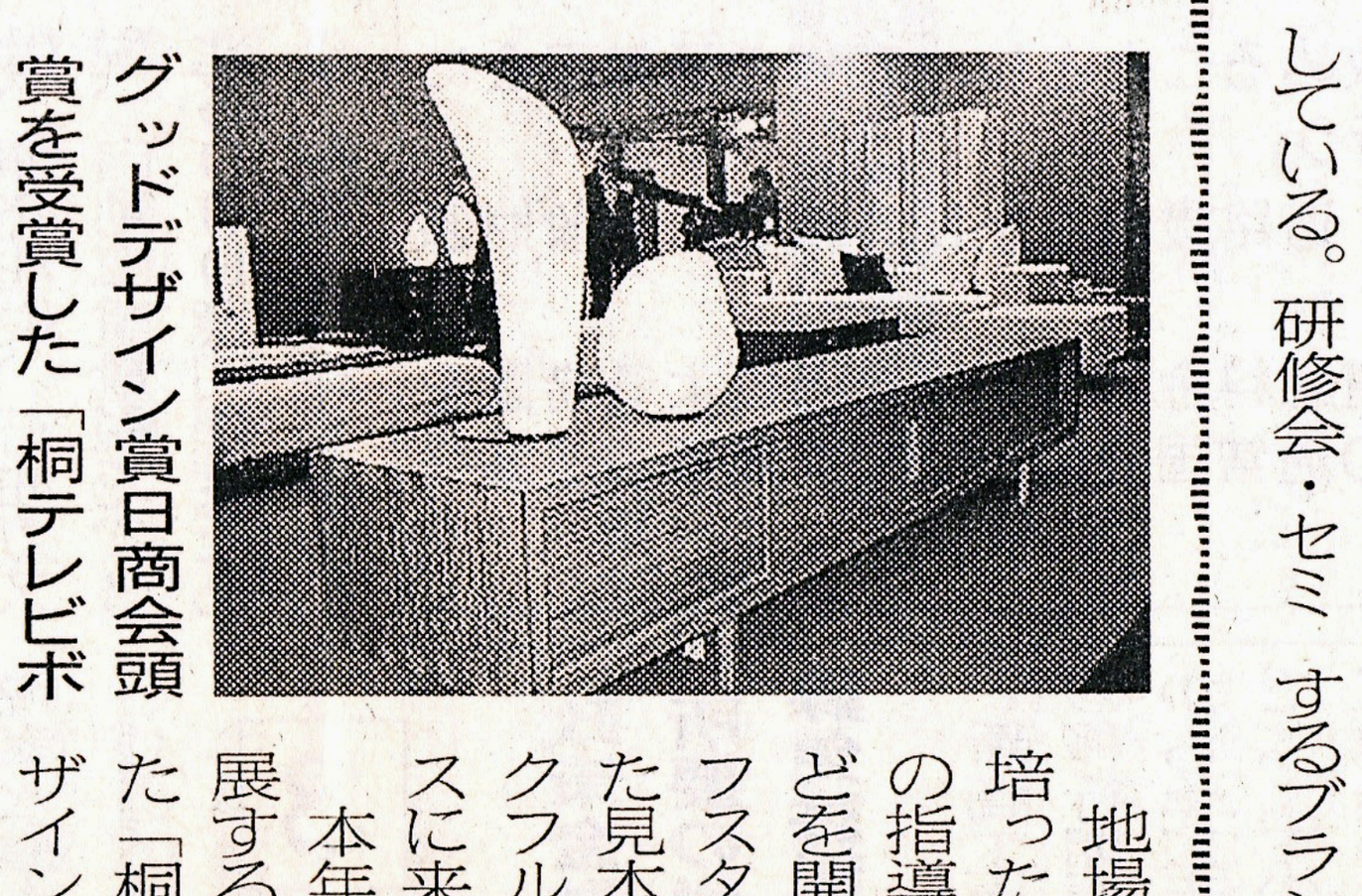

グッドデザイン賞日商会頭賞を受賞した「桐テレビボード」

地場産業である加茂桐たんすなどの製造で培った高い技術をベースに、有名デザイナーの指導の下、斬新でデザイン性の高い家具などを開発している。和の空間を演出するライフスタイル型商品を提案し、17年度に出展した見本市「アンビエンテ」（ドイツ・フランクフルト）では5日間で約6400人がブースに来場、多数の商談が成約した。

本年度も「ケルンメッセ」（ドイツ）に出展するほか、同事業の取り組みで製品化された「桐テレビボード」が平成18年度グッドデザイン賞日商会頭賞を受賞するなど、具体的な成果が表れている。

地域資源∞全国展開プロジェクト

「地域資源∞全国展開プロジェクト」（正式名称：小規模事業者新事業全国展開支援事業）」は、地域資源を活用した新たな特産品開発や観光資源の掘り起こし、マーケティングなどの全国展開プロジェクトを総合的に支援するもの。地域の小規模事業者が各地の商工会議所などと協力・連携して実施する。1件当たり上限900万円（共同実施の場合は1300万円）を補助している（18年度商工会議所実施事業の場合）。

中小企業庁が18年度に創設し、商工会議所が実施主体であるプロジェクトは84件。

実施プロジェクトはバラエティーに富んでいるが、そのうち「産業観光」関連のものを左記に紹介する。

産業遺産や最先端の工場群など、従来は観光資源と考えられていなかったものを、観光資源化する「産業観光」は、地域への大きな経済効果が期待され、注目を浴びている。

事例

①最先端の工場を生かす（亀山商工会議所・三重）

「亀山ブランド」として知られる大型液晶テレビの一大生産拠点である「シャープ株式会社亀山工場」などの多くの工場と、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定された「関町関宿」をはじめ国の重要文化財を多く抱えた古い街並みの2つを観光資源とした、新たな産業観光・体験観光ルートの開発に取り組んでいる。

②原発を観光資源に（柏崎商工会議所・新潟）

世界最大級の原子力発電所などの産業資源を活用し、観光客受け入れのためのモデルコースを構築。併せて、地域情報や専門知識を有する地元の旅行業者によるワンストップサービスの受け入れシステムを整備し、首都圏大学の観光関係ゼミや専門家などを対象にモニター調査を行い、産業観光モデルコースの可能性を検証している。



シャープ亀山工場の外観

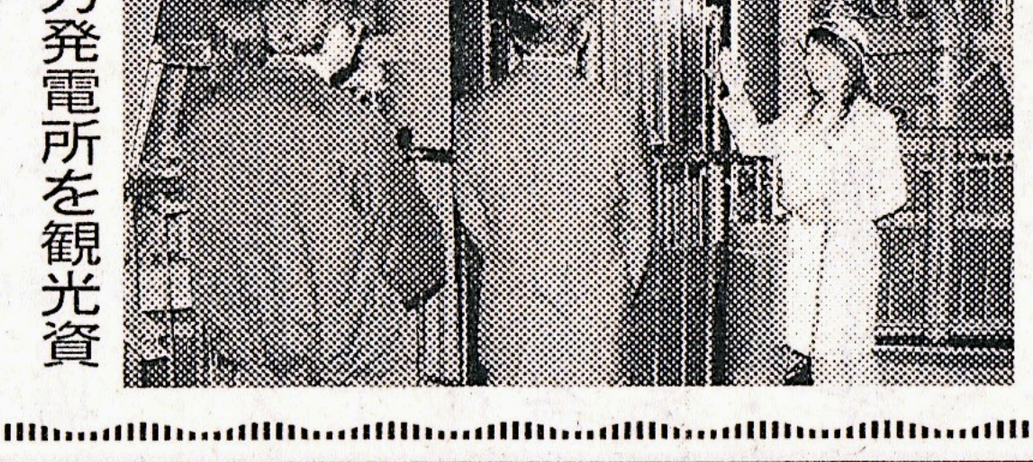

原子力発電所を観光資源に

商工会議所で、金融・経営の悩みを解決

最寄りの商工会議所までお気軽にお問い合わせを

商工会議所では、小規模企業を含め、中小企業者を資金調達や各種相談に応じるなど全面的にサポートしている。

無担保・無保証人の小企業等経営改善資金（マル経）融資

小企業等は、商工会議所の経営指導を受けて、商工会議所の推薦により国民生活金融公庫から無担保・無保証人で設備・運転資金を借りることができる。より一層利用者に使い勝手が良く、資金繰りの安定化に役立つよう制度見直しを予定。詳細はホームページ（http://www.jcci.or.jp/marukei/gaiyo.html）参照。

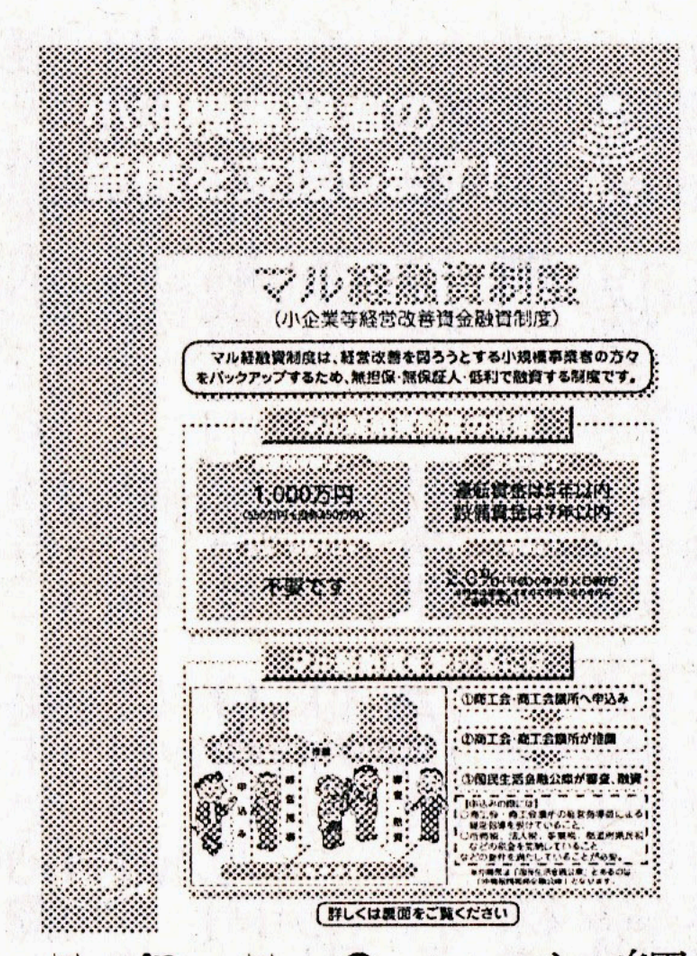

中小企業の経営安定と再チャレンジ支援

中小企業が構造変化や景気変動などの外部要因により経営破たんに追い込まれることのないよう、全国231の商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、倒産の防止、回避のための相談を受け付けている。また、原油価格上昇や、台風など自然災害などの影響を受けた中小企業者のため特別相談窓口をその都度開設している。

加えて、19年度からは、事業継続の見通しがつかない事業からの早期撤退の決断、債務整理などの手続きを早急に実施し、新たな事業への再挑戦のため、現在の「経営安定特別相談室」に相談窓口を併設しサポートしていく予定。

さらに、得意先の倒産には経営セーフティ共済、地震・台風・火災など災害時には小規模企業共済制度の活用で、当座の資金を無担保・無保証人で借り入れることができる。

商工会議所会員向けビジネスローン　地元金融機関や政府系金融機関と提携した「会員向け融資」の充実に力を入れている。クイック審査や会員優遇金利などのメリットが高く評価されている。

再生支援の強化

各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会は、借入先の金融機関との調整を図りつつ事業再生計画の策定や実行について支援している。

課題解決のための各種メニュー

経営指導員による窓口相談・巡回指導

全国520の商工会議所には、5000人超の経営指導員などを配置。商工会議所窓口や個別企業の訪問により、相談・指導にあたっている。内容は、金融、税務、労務、取引など身近な経営相談から高度な専門相談まで、広範囲にわたる。相談は原則無料。全国での相談対応は、一年間に190万回を超え、経営改善をサポートしている。

各種講習会・個別相談会の開催

商工会議所では、中小企業者のニーズや法律・制度改正などにあわせて、各種のセミナー・講習会などを開催している。実施される講習会は全国では一年間で1万9000回超に及ぶ。ほとんどの講座を無料、または実費負担程度の低価格で開催している。

知的財産の戦略的活用を

特許・実用新案、意匠・商標など知的財産の対応は、中小企業者では比較的対応が遅れがちになる。これを戦略的に保護・活用することができるよう、全国の商工会議所に「知財駆け込み寺」として、相談窓口を設置している。経営指導員による相談だけでなく、高度な課題は、弁護士、弁理士などの専門家へ取り次ぎ、迅速に解決。また、18年度に引き続き19年度も、各地で知的財産に関するセミナー・相談会などを開催する予定。

事業承継相談窓口

事業承継は、中小企業者の大きな経営課題。この対策は従来から通常の相談指導の中で対応しているが、19年度からは「事業承継支援ネットワーク」をつくり体制を強化する。弁護士・税理士・公認会計士・中小企業診断士・金融機関など各方面の専門家と連携し、さらに広範かつ高度な対応ができる体制を整える。加えて、各地域において、シンポジウム・セミナーなどを開催する予定だ。

創業予定者、創業間もない経営者を支援

創業を計画している方や創業間もない起業家を対象に、11年度から、短期集中講座「創業塾」を開催している。経営を一から学ぶことができ、詳細な指導によりビジネスプランを作成できる講座は大変好評で、これまでに3万5000人以上が受講している。19年度も、全国200ヵ所程度で開催する予定。

詳細はホームページ（http://www.sogyojinzai.jp/）参照。

中小企業の経営革新を支援

新たな事業展開を目指す経営者、後継者などを対象として、16年度から「経営革新塾」を開催。毎年3000人を超える受講者を得ている。自社の経営状態や強み・弱みなどをじっくりと見つめ直し、新たなビジネスプランを構築することができる。さらに、税制や保証・融資などで優遇措置が得られる中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を得る受講者も多く、好評を得ている。19年度においても、全国150ヵ所程度で開催する予定。

詳細はホームページ（http://www.sogyojinzai.jp/）参照。

AXA-30-0612-0187/9F7



会社の発展とともに大きくなる
経営者のリスクをカバー。
企業経営の不意のニーズにも
事業資金としてご活用いただけます。

初期低払いもどし金型
逓増定期保険

アクサ生命

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー TEL03-6737-7777（代表） http://www.axa.co.jp/life/
ご検討に際しては「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」
「ご契約のしおり・約款」「商品パンフレット」を必ずご覧ください。

Be Life Confident